

資料

(1) 一般廃棄物処理施設

(平成 27 年 5 月現在)

事業主体	施設名	※施設種別	郵便番号	所在地	電話番号
和歌山市	和歌山市青岸エネルギーセンター	焼・粗	640-8404	和歌山市湊1342-3	073-428-4153
	和歌山市青岸クリーンセンター	焼	640-8404	和歌山市湊1342-39	073-433-6663
	和歌山市青岸工場	し	640-8404	和歌山市湊1342	073-422-4732
海南市	海南市クリーンセンター	焼	642-0015	海南市且来1387-1	073-483-8448
	海南市下津清掃センター	焼	649-0101	海南市下津町下津3170-1	073-492-0305
	海南市埋立処分地施設	最	642-0025	海南市東畑1194-5	073-487-1066
	海南市下津一般廃棄物最終処分場	最	649-0101	海南市下津町下津3166	073-492-0305
橋本市	橋本市一般廃棄物処理場	最	648-0035	橋本市彦谷字上の滝752-7	0736-33-0515
有田市	有田市清掃センター	その他	649-0313	有田市千田196	0737-82-5747
田辺市	田辺市ごみ処理場	焼・最	646-0053	田辺市元町2291-6	0739-24-6218
	容器包装プラスチックリサイクル施設	資			
新宮市	新宮市クリーンセンター	焼・粗・資	647-1103	新宮市南松杖字土ノ河648-34	0735-28-5337
紀の川市	粉河クリーンセンター	焼	649-6513	紀の川市中津川729番地	0736-73-5705
	那賀アメニティセンター	焼	649-6621	紀の川市名手西野108番地	0736-75-4001
	貴桃クリーンセンター	粗	649-6111	紀の川市桃山町最上1316番地65	0736-67-0022
岩出市	岩出クリーンセンター	焼	649-6202	岩出市根来2273-2	0736-62-0814
高野町	高野町高野山不燃物処理場	最	648-0211	伊都郡高野町高野山13-3	0736-56-5353
有田川町	有田川町プラスチック収集場	資	643-0811	有田郡有田川町庄1041-1	0737-52-7855
	尾岩坂ごみ処理場	最	643-0313	有田郡有田川町川口440	-
みなべ町	みなべ町資源ごみ選別施設	資	645-0012	日高郡みなべ町山内1570-113	0739-72-3808
	みなべ町ごみ焼却場埋立地	最			
白浜町	白浜町清掃センター	焼	649-2321	西牟婁郡白浜町保呂749	0739-45-3800
	白浜町リサイクルプラザ	資			
	白浜町カレット選別棟	資			
	日置川ごみ焼却場	焼			
	白浜町最終処分場	最			
上富田町	上富田町一般廃棄物最終処分場	最	649-2102	西牟婁郡上富田町岩田1967	0739-47-6408
すさみ町	すさみ町ごみ焼却場	焼	649-2621	西牟婁郡すさみ町周参見4810	0739-55-3200
那智勝浦町	那智勝浦町クリーンセンター	焼・資	649-5331	東牟婁郡那智勝浦町天満1986	0735-52-4564
太地町	太地町清掃センター	燃・資	649-5171	東牟婁郡太地町太地2638-1	0735-59-3758
古座川町	古座川町最終処分場	最	649-4102	東牟婁郡古座川町楠483他	-
串本町	串本町清掃センター	資	649-4112	東牟婁郡串本町田原4146-1	0735-74-0369
	串本町資源ごみ保管施設	資	649-3515	東牟婁郡串本町田並2288-1	0735-66-0629
海南海草環境衛生施設組合	海南海草環境衛生センター	し	642-0031	海南市築地1-12	073-483-7030
那賀衛生環境整備組合	那賀衛生環境整備組合	し	649-6112	紀の川市桃山町調月12	0736-66-1851
橋本周辺広域市町村圏組合	橋本周辺広域ごみ処理場(エコライフ紀北)	焼・粗・資	649-7207	橋本市高野口町大野1827-28	0736-42-5300
橋本伊都衛生施設組合	橋本環境管理センター	し	648-0043	橋本市学文路172	0736-32-0028
有田周辺広域圏事務組合	環境センター	焼・粗・資	643-0855	有田郡有田川町上中島927	0737-52-5384
	クリーンセンター	し	643-0151	有田郡有田川町長谷川1552-137	0737-32-4451
	埋立処分地	最	643-0313	有田郡有田川町川口	0737-32-4607
有田衛生施設事務組合	リユースなご	燃・し	643-0004	有田郡湯浅町湯浅2350	0737-63-5444
御坊広域行政事務組合	御坊広域清掃センター	焼・資・最	644-0023	御坊市名田町野島2731-4	0738-29-3030
	御坊クリーンセンター汚泥再生処理センター	し	644-0033	御坊市熊野1282	0738-22-2504
上大中清掃施設組合	上大中クリーンセンター	焼	646-1111	西牟婁郡上富田町市ノ瀬1862	0739-49-0533
田辺市周辺衛生施設組合	清浄館	し	646-0011	田辺市新庄町1177-3	0739-26-4730
富田川衛生施設組合	白鳥苑	し	649-2324	西牟婁郡白浜町十九洲1182-1	0739-45-2111
大辺路衛生施設組合	大辺路衛生センター	し	649-2621	西牟婁郡すさみ町周参見4810	0739-55-2424
	家の谷	最	649-2511	西牟婁郡白浜町日置2092-1	0739-52-2652
那智勝浦町・太地町環境衛生施設一部事務組合	大浦浄苑	し	649-5339	東牟婁郡那智勝浦町市屋1054-9	0735-52-2325
紀南環境衛生施設事務組合	南清園	し	647-0081	新宮市新宮8002-9	0735-22-6600
串本町古座川町衛生施設事務組合	宝嶋クリーンセンター	焼	649-4112	東牟婁郡串本町田原宇宝嶋4176-1	0735-74-0017
	池野山環境管理センター	し	649-4103	東牟婁郡古座川町池野山577-1	0735-72-6322

(2) 一般廃棄物市町村担当部局

(平成27年5月現在)

市町村	課室	郵便番号	所在地	電話番号	ファックス
和歌山市	環境部一般廃棄物課	640-8511	和歌山市七番丁23	073-435-1352	073-435-1270
海南市	くらし部環境課	642-8501	海南市日方1525-6	073-483-8456	073-483-8444
橋本市	市民生活部市民生活環境課	648-8585	橋本市東家1-1-1	0736-33-1111	0736-33-1665
有田市	市民福祉部生活環境課	649-0392	有田市箕島50	0737-83-1111	0737-82-2424
御坊市	市民福祉部環境衛生課	644-8686	御坊市菌350	0738-23-5506	0738-24-3255
田辺市	市民環境部廃棄物処理課	646-0053	田辺市元町2291-6	0739-24-6218	0739-24-4068
新宮市	生活環境課	647-8555	新宮市春日1番1号	0735-23-3333	0735-21-4552
紀の川市	市民部廃棄物対策課	649-6492	紀の川市西大井338	0736-77-0828	0736-77-0914
岩出市	生活福祉部生活環境課	649-6292	岩出市西野209	0736-62-2141	0736-63-0075
紀美野町	住民課	640-1192	海草郡紀美野町動木287	073-489-5903	073-489-5919
かつらぎ町	生活環境課	649-7192	伊都郡かつらぎ町丁/町2160	0736-22-0300	0736-22-6432
九度山町	住民課	648-0198	伊都郡九度山町九度山1190	0736-54-2019	0736-54-2022
高野町	生活環境課	648-0211	伊都郡高野町高野山19-2	0736-56-3760	0736-56-5043
湯浅町	住民環境課	643-0004	有田郡湯浅町湯浅1055-9	0737-63-2525	0737-65-3006
広川町	住民生活課	643-0071	有田郡広川町広1500	0737-23-7714	0737-64-1565
有田川町	環境衛生課	643-0021	有田郡有田川町下津野2018-4	0737-52-2111	0737-52-7822
美浜町	住民課	644-0044	日高郡美浜町和田1138-278	0738-23-4904	0738-23-3523
日高町	住民福祉課	649-1213	日高郡日高町高家626	0738-63-3801	0738-63-3846
由良町	住民福祉課	649-1111	日高郡由良町里1220-1	0738-65-0201	0738-65-3507
日高川町	住民課	649-1324	日高郡日高川町土生160	0738-22-1701	0738-22-9683
みなべ町	生活環境課	645-0002	日高郡みなべ町芝742	0739-72-3605	0739-72-4187
印南町	生活環境課	649-1534	日高郡印南町印南2252-1	0738-42-1732	0738-42-0175
白浜町	生活環境課	649-2211	西牟婁郡白浜町1600	0739-43-5555	0739-43-5353
上富田町	住民生活課	649-2192	西牟婁郡上富田町朝来763	0739-47-0550	0739-47-4005
すさみ町	環境保健課	649-2621	西牟婁郡すさみ町周参見4089	0739-55-4803	0739-55-4008
那智勝浦町	住民課	649-5392	東牟婁郡那智勝浦町築地7-1-1	0735-52-0559	0735-52-6562
太地町	住民福祉課	649-5171	東牟婁郡太地町太地3767-1	0735-59-2335	0735-59-2801
古座川町	税務住民課	649-4104	東牟婁郡古座川町高池673-2	0735-72-0180	0735-72-1858
北山村	住民福祉課	647-1603	東牟婁郡北山村大沼42	0735-49-2331	0735-49-2207
串本町	住民課	649-4192	東牟婁郡串本町西向359	0735-72-0083	0735-72-3037

(3) 一般廃棄物処理事務組合

(平成27年5月現在)

組合名	構成市町村	郵便番号	所在地	電話番号	ファックス
海南海草環境衛生施設組合	海南市、紀美野町	642-0031	海南市築地1-12	073-483-7030	073-483-7029
那賀衛生環境整備組合	紀の川市、岩出市	649-6112	紀の川市桃山町調月12	0736-66-1851	0736-66-1862
紀の海広域施設組合	海南市、紀の川市、紀美野町	649-6122	紀の川市桃山町元361番地6	0736-66-1813	0736-66-1790
橋本周辺広域市町村圏組合	橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町	649-7207	橋本市高野口町大野1827-28	0736-42-5300	0736-44-1053
橋本伊都衛生施設組合	橋本市、かつらぎ町、九度山町	648-0043	橋本市学文路172	0736-32-0028	0736-32-0209
有田周辺広域圏事務組合	有田市、有田川町	649-0304	有田市箕島50	0737-83-4491	0737-82-1499
有田衛生施設事務組合	湯浅町、広川町	643-0004	有田郡湯浅町湯浅2350	0737-63-5444	0737-63-5445
御坊広域行政事務組合	御坊市、美浜町、日高町、由良町、日高川町、印南町	644-0011	御坊市湯川町財部651	0738-23-2592	0738-23-4571
上大中清掃施設組合	上富田町、田辺市(一部)	646-1111	西牟婁郡上富田町市ノ瀬1862	0739-49-0533	0739-49-0583
紀南環境広域施設組合	田辺市、新宮市、みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町	646-0053	田辺市元町2291-6	0739-81-3550	0739-81-3551
田辺市周辺衛生施設組合	田辺市(一部)、みなべ町	646-0011	田辺市新庄町1177-3	0739-26-4730	0739-26-2243
富田川衛生施設組合	白浜町(一部)、田辺市(一部)、上富田町	649-2324	西牟婁郡白浜町十九淵1182-1	0739-45-2111	0739-45-2930
大辺路衛生施設組合	白浜町(一部)、すさみ町	649-2621	西牟婁郡すさみ町周参見4810	0739-55-2424	0739-55-2424
那智勝浦町・太地町環境衛生施設一部事務組合	那智勝浦町、太地町	649-5339	東牟婁郡那智勝浦町市屋1054-9	0735-52-2325	0735-52-6618
紀南環境衛生施設事務組合	新宮市、田辺市(一部)、北山村、三重県南牟婁郡御浜町・紀宝町	647-0081	新宮市新宮8002-9	0735-22-6600	0735-22-5844
串本町古座川町衛生施設事務組合	串本町、古座川町	649-4192	東牟婁郡串本町西向359	0735-72-1990	0735-72-2300

(4) 産業廃棄物処分業者

平成27年4月1日現在の産業廃棄物処分業者は以下のとおりである。処分する廃棄物の種類によっては、一般廃棄物処理施設設置許可を有していないなどの理由で処分を委託できない場合もあるため、注意が必要である。

中間処理業者一覧

(和歌山市、県外)

番号	名称 (代表者名)	住所 処理施設所在地	中間処理業 許可品目	中間処理方法 処理能力	許可番号 許可年月日 許可期限	許可条件	収集運搬 業の許可	備考
258	(株) 亀鉄組 (亀井 清)	和歌山市湊通丁南4丁目16番地 TEL 073-424-6712 移動式処理施設	① ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ② がれき類	破砕 490t/日 ①②	第03020000377号 H22. 7. 15 H27. 7. 14	排出事業所内で処理すること。	有	
352	(有) 火の国産業 (村山 信夫)	和歌山市西浜字中川向ノ坪1660番485 TEL 073-448-6015 移動式造粒固化施設 (OMR-G500D型)	① 汚泥(無機性汚泥に限る)	造粒固化120m3/日	第03020012090号 H25. 12. 6 H30. 12. 5	排出事業所内で処理すること。	有	
1940	(株) 和歌山建材 リサイクルセンター (北村 成)	和歌山市西浜1660番地の331 TEL 073-446-3196 移動式造粒固化施設 (OMB-F750D型)	① 汚泥(無機性汚泥に限る)	造粒固化180m3/日	第03020049526号 H24. 12. 20 H29. 12. 5	排出事業所内で処理すること。	有	
3459	(有) 協同カッター 工業 (柳 宏宣)	和歌山市口須佐40番地の1 TEL 073-478-2233 移動式脱水施設	① 汚泥(道路面の舗装切斷工事等から発生する汚泥に限る)	脱水 1.7m3/日 1.7m3/日 1.7m3/日	第03020168761号 H25. 5. 27 H30. 5. 26	排出事業所内で処理すること。	有	

中間処理業者一覧

(岩出)

番号	名称 (代表者名)	住所 処理施設所在地	中間処理業 許可品目	中間処理方法 処理能力	許可番号 許可年月日 許可期限	許可条件	収集運搬 業の許可	備考
141	大栄環境(株) (金子 文雄)	大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号 TEL 0736-73-7756 紀の川市粉河字別所谷3186番239外5筆	① 廃プラスチック類 ② 紙くず ③ 木くず ④ 繊維くず ⑤ ゴムくず ⑥ 金属くず ⑦ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑧ がれき類	選別 100t/日 ①～⑧ 破砕(硬質系) ①～⑧ 100t/日 破砕(軟質系) ①～④ 10t/日 圧縮・梱包 ①②④ 24t/日	第03021003203号 H22. 8. 23 H29. 7. 26		有	優良
270	(株) ヴァイオス (吉村 英樹)	和歌山市西庄295番地の9 TEL 073-452-9356 紀の川市桃山町調月2822番6外1筆	① 汚泥(無機性汚泥に限る) ② 汚泥(有機性汚泥に限る) ③ 木くず ④ 動植物性残さ ⑤ 廃酸(有機性廃酸に限る)	乾燥 3.9t/日 ②④ 発酵 12t/日 ②③④ 25.43t/日 破砕 4.0t/日 ③ 固化 96m3/日 ① 天日乾燥 60m3/日 ① 22.11m3/日 固化・天日乾燥 ① 17m3/日 脱水 ②④ 100m3/日 中和 ⑤ 83m3/日	第03020009408号 H23. 12. 8 H28. 11. 29	1 無機性汚泥は、直接無機性汚泥処理槽に投入すること。 2 中和施設による有機性廃酸の中和処理量は5m3/日(24時間)以下とすること。	有	
296	(株) タイボー (平野 三十四)	和歌山市和歌浦南3-9-17 ラックヘッドFSC#2F TEL 073-448-3150 岩出市金池219番5	① 廃プラスチック類 ② 繊維くず	破砕 4t/日 ①②	第03021023259号 H24. 6. 26 H29. 4. 20		有	
297	(株) 井奥建材工業 (井奥 歳一)	紀の川市桃山町調月519番地1 TEL 0736-66-1478 紀の川市桃山町調月字城之段519番1外4筆	① 廃プラスチック類 ② 紙くず ③ 木くず ④ 繊維くず ⑤ ゴムくず ⑥ 金属くず ⑦ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑧ がれき類	破砕・切斷 0.24～0.61t/時 ①～⑧ 減容・成型 ①～⑤ 0.5t/時 破砕 50t/時 ⑧ 破砕 4.6t/日 ③ 破砕・分離4.8t/日 ②⑦(廃石膏ボードに限る) 圧縮・梱包 2.3～2.8t/日 ①②④	第03041029472号 H24. 7. 6 H31. 5. 6		有	最終処分場あり 優良

中間処理業者一覧

(岩出)

番号	名称 (代表者名)	住所 処理施設所在地	中間処理業 許可品目	中間処理方法 処理能力	許可番号 許可年月日 許可期限	許可条件	収集運搬 業の許可	備考
328	司建設工業(株) (藤本 秀之)	紀の川市上田井292番地 TEL 0736-73-3366 岩出市押川字風吹水呑谷4 59番1 TEL 0736-62-4341	①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤ゴムくず ⑥金属くず ⑦ガラスくず、コンクリ ートくず及び陶磁器くず ⑧がれき類	破砕選別 90t/時 ⑦⑧ 破砕 80t/日 ③ 破砕 1.95t/日 ①②④⑤⑥ 選別 97.6t/日 ①～⑦ 破砕 4.16t/日 ③	第03021004006号 H26. 2. 28 H31. 2. 27		有	
798	(株)吉岡商店 (吉岡 貴子)	岩出市岡田575番地の1 TEL 0736-62-2229 岩出市岡田573番3外13 筆	①廃プラスチック類 ②金属くず ③ガラスくず、コンクリ ートくず及び陶磁器く ず	破砕 77t/日 ② 圧縮 71t/日 ①～③ 溶解 0.36t/時 ②	第03021057975号 H23. 4. 15 H28. 3. 11		有	自動車解体業
1006	紀北造園土木(株) (小嶋 康敬)	紀の川市荒見563番地 TEL 0736-73-3492 紀の川市荒見字西筋849番 1	①木くず	破砕 80t/日	第03021066052号 H26. 3. 13 H31. 3. 1		有	
1865	(株)真永 (中谷 正司)	紀の川市神通200-2 TEL 0736-78-1711 紀の川市神通字村内200 番2	①木くず	破砕 96t/日 破砕 339t/日	第03021114908号 H27. 1. 13 H31. 11. 11		有	
2248	(株)大瀧商店 (大瀧 近人)	紀の川市田中馬場127番 地7 TEL 0736-77-7449 紀の川市田中馬場字西原1 67番3	①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤ゴムくず ⑥金属くず	圧縮 9～42t/日	第03021128934号 H25. 6. 7 H30. 6. 6		有	
2334	中一木材(株) (中永 了之)	紀の川市北中386番地の3 TEL 0736-77-6129 紀の川市北中386番地2	①木くず	破砕 486.72t/日	第03021132492号 H23. 12. 25 H28. 12. 24		有	
2400	西浦 幹康	紀の川市桃山町調月2343 番地2 紀の川市貴志川町北414番 地1 TEL 0736-64-5531	①廃プラスチック類 ②金属くず ③ガラスくず、コンクリ ートくず及び陶磁器くず ④がれき類	選別 824t/日	第03021134861号 H24. 4. 26 H29. 4. 25		有	
2430	赤井工業(株) (宮本 清富)	岩出市畑毛226番地 TEL 0736-62-5800 紀の川市神通字村内200番 2外1筆 TEL 0736-77-6530	①汚泥 ②ガラスくず、コンクリ ートくず及び陶磁器くず ③がれき類	破砕 110t/時 ①～③ 天日乾燥 98m3/日 ① 造粒固化 150m3/時 ①	第03021135471号 H26. 11. 17 H33. 11. 16		有	優良
2607	(株)K. クリーン (森本 真二)	紀の川市打田658番地の 1 TEL 0736-77-0788 紀の川市打田字小門658 番1	①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤ゴムくず ⑥金属くず ⑦ガラスくず、コンクリ ートくず及び陶磁器くず ⑧がれき類 (⑦⑧はALCパネル その他これに類するも のに限る)	破砕 4.89t/日	第03021143156号 H25. 6. 26 H30. 6. 19		無	
2630	(株)KSP (角野 恵子)	和歌山市広道20番地 TEL 073-422-7003 岩出市押川字倉谷455番2 外1筆	①汚泥(建設業及びセメン ト・同製品製造業から排出 する無機性汚泥であって、 乾燥後に路盤材の原料と なるものに限る) ②汚泥(建設業及びセメン ト・同製品製造業から排出 する乾燥した無機性汚泥 であって、路盤材の原料と なるものに限る) ③ガラスくず、コンクリ ートくず及び陶磁器くず ④がれき類	天日乾燥 98m3/日 ① 破砕 101t/時 ②～④	第03021143407号 H25. 12. 24 H30. 9. 8		有	

中間処理業者一覧

(岩出)

番号	名称 (代表者名)	住所 処理施設所在地	中間処理業 許可品目	中間処理方法 処理能力	許可番号 許可年月日 許可期限	許可条件	収集運搬 業の許可	備考
3412	風吹共同アスコン(株) (山崎 充)	岩出市押川455番地の1 TEL 0736-61-1310 岩出市押川字倉谷455番1	①ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ②がれき類	破砕 320t/日	第03021168106号 H24. 9. 3 H29. 9. 2		無	

中間処理業者一覧

(橋本)

番号	名称 (代表者名)	住所 処理施設所在地	中間処理業 許可品目	中間処理方法 処理能力	許可番号 許可年月日 許可期限	許可条件	収集運搬 業の許可	備考
112	(有)紀北興業 (川本 正光)	橋本市高野口町伏原1171番地2 TEL 0736-42-3256 橋本市高野口町伏原字谷尾1171番地2	①廃プラスチック類	破砕溶融 0.16t/日 0.40t/日	第03022015402号 H25. 5. 20 H30. 5. 19		有	
325	牧野 禎穂	伊都郡九度山町大字九度山440番地 TEL 0736-32-8014 同上	①がれき類	破砕 40 t/時	第03022003539号 H25. 6. 1 H30. 5. 31		有	
409	(株)三高産業 (宮脇 加代子)	大阪府松原市天美東二丁目84番地の6 TEL 072-330-6006 橋本市上田字瀧谷792番24外1筆	①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤ゴムくず ⑥金属くず ⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑧がれき類 ⑨動植物性残さ	破砕 26t/日 ①～⑧ 破砕 13.74t/日 ① 焼却 4.4t/日 ②③④⑤	第03042017365号 H25. 10. 29 H28. 9. 20		有	最終処分場あり
423	紀和産業協業組合 (寺本 典司)	橋本市隅田町中島1058番地の60 TEL 0736-37-0714 同上	①廃プラスチック類 ②金属くず ③ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	破砕 30t/日 圧縮 50t/日	第03022029288号 H22. 4. 30 H27. 4. 16		有	(自動車解体業)
645	(株)ワーク (上野 新一)	大阪府堺市西区浜寺石津町西一丁目2番28号 TEL 072-241-9500 橋本市神野々字下戸津井谷198番1	①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤ゴムくず ⑥金属くず ⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑧がれき類	選別 163t/日 144.2t/日 ①～⑧ 破砕 4.88t/日 ①～④	第03022035605号 H23. 7. 28 H28. 7. 27		有	
676	鹿島道路(株) (住吉 正信)	東京都文京区後楽一丁目7番27号 TEL 03-5802-8001 橋本市学文路字福塚191番2 TEL 0736-34-0434	①ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ②がれき類	破砕 90t/時	第03022012616号 H25. 3. 29 H30. 2. 5		無	
749	(株)共栄産業 (森下 順司)	伊都郡かつらぎ町大字兄井118番地の2 TEL 0736-22-7520 伊都郡かつらぎ町大字志賀641番地の1外2筆	①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤ゴムくず ⑥金属くず ⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑧がれき類	破砕 4.82t/日 ①～⑥ 破砕 29.04t/日 ③ 破砕 30～100t/時 ⑦⑧	第03022056792号 H24. 8. 6 H29. 7. 31		有	
951	(株)福西工務店 (福西 義一)	橋本市恋野182番地 TEL 0736-33-0867 橋本市隅田町河瀬字奥長平1058番外2筆	①紙くず ②木くず ③繊維くず ④ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑤がれき類 ⑥動植物性残さ	破砕 112t/日 ② 破砕 304t/日 ④⑤ 焼却 450kg/時 ①～③ 発酵 3.2t/日 ⑥	第03022064309号 H26. 8. 9 H31. 8. 8		有	
1030	西本 照夫	橋本市高野口町向島218番地の4 TEL 0736-42-3157 橋本市高野口町小田字辻脇672番外3筆	①紙くず ②金属くず	圧縮・梱包 7.7t/時 ① 圧縮 0.5t/時 ②	第03022067741号 H27. 2. 9 H32. 1. 27		有	

中間処理業者一覧

(橋本)

番号	名称 (代表者名)	住所 処理施設所在地	中間処理業 許可品目	中間処理方法 処理能力	許可番号 許可年月日 許可期限	許可条件	収集運搬 業の許可	備考
1278	(有)木村組砂利 (木村 勝美)	伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2538番地 TEL 0736-22-4905 伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2538-1番地外1筆	①汚泥(セメント・同製品製造業から排出する乾燥した無機性汚泥であって、路盤材の原料となるものに限る) ②ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ③がれき類	破砕 400t/日 ① 破砕 3.8t/日 ①～③	第03022077248号 H24. 8. 6 H29. 6. 30		有	
1337	(株)ジャルク (森田 壽一)	大阪府大阪市中央区南本町二丁目4番7号 TEL 06-6265-3373 橋本市神野々202番地1	①廃プラスチック類 ②金属くず ③ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	破砕 0.56t/日 ① 破砕 3.8t/日 ①～③	第03022079716号 H23. 10. 11 H30. 9. 6		有	優良
1820	(株)岡利商事 (岡利 孝二)	橋本市神野々1178番地の3 TEL 0736-34-0720 橋本市神野々字西石畑1174番外3筆	①木くず	破砕・揉摺・乾燥 レット化 200kg/時 ① 破砕 4.24t/日 ①	第03022113151号 H23. 4. 14 H28. 4. 3		有	
2207	(株)イヌイエコンス テム (乾 嘉晃)	橋本市南馬場182番地の1 TEL 0736-33-2335 橋本市南馬場字下市縄182番1	①廃プラスチック類 ②金属くず	圧縮 ① 0.25t/日 ② 1.45t/日	第03022126376号 H24. 4. 18 H29. 4. 17		有	
3596	(株)KOUN (坂田 昌宏)	橋本市向副723番地の1 TEL 0736-33-7788 橋本市向副字戸屋ヶ嶽723番1	①汚泥(有機性汚泥に限る。) ②動植物性残さ	発酵 2.39t/日	第03022154549号 H22. 5. 11 H27. 5. 10		無	

中間処理業者一覧

(海南)

番号	名称 (代表者名)	住所 処理施設所在地	中間処理業 許可品目	中間処理方法 処理能力	許可番号 許可年月日 許可期限	許可条件	収集運搬 業の許可	備考
392	重丸海運(有) (重松 壽志)	海南市日方1294番地 TEL 073-483-1593 同上	①汚泥 ②ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	造粒固化 240m3/日	第03023023172号 H25. 9. 5 H30. 8. 13		有	
700	(株)ライオンズ興産 (金村 真輔)	海南市下津町下津618番地 TEL 073-492-0771 海南市下津町上60番の1	①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④ゴムくず ⑤金属くず ⑥ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑦がれき類 ⑧汚泥	破砕 1.92t/日 ①～⑥ 破砕 4.8t/日 ①③⑤⑥⑦ 天日乾燥・造粒 固化 90m3/日 ⑧	第03023054224号 H25. 7. 16 H30. 6. 5		有	
2418	(有)はまゆう園 (松田 秀樹)	海南市大野中633番地 TEL 073-484-2855 海南市大野中839番外5筆	①木くず	破砕 4.7t/日	第03023136028号 H25. 1. 18 H30. 1. 17		有	
2478	ヤツイトレーディング(株) (谷井 栄治)	海南市小野田1620番地245 TEL 073-485-1077 海南市重根字新出前351番2	①廃プラスチック類	圧縮・梱包 3.85t/日	第03023138367号 H27. 2. 8 H32. 2. 7		有	

中間処理業者一覧

(湯浅)

番号	名称 (代表者名)	住所 処理施設所在地	中間処理業 許可品目	中間処理方法 処理能力	許可番号 許可年月日 許可期限	許可条件	収集運搬 業の許可	備考
56	(有)協和運輸 (木下 京美)	有田市宮崎町119番地の1 TEL 0737-85-1500 有田市初島町里601番地	①汚泥(生コンクリート製造業及びコンクリート製品製造業から生じる汚泥を固化したもの、無機性建設汚泥で天日乾燥又は脱水処理された汚泥に限る) ②汚泥(生コンクリート製造業及びコンクリート製品製造業から生じる汚泥、無機性建設汚泥で天日乾燥又は脱水処理された汚泥に限る) ③ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ④がれき類	破砕 1080t/日 ①③④ 固化 80t/日 ②	第03024027898号 H23. 7. 28 H28. 7. 17		有	
164	阪和工業(株) (西本 英幸)	有田郡湯浅町大字吉川195番地の7 TEL 0737-63-6251 有田郡湯浅町大字吉川195番地の7外2筆	①汚泥 特別管理産業廃棄物 ①廃酸(塩化第2銅水溶液に限る)	乾燥 5m3/日 化学処理プラント一式 30t/日	第03024008905号 H25. 11. 17 H30. 11. 16 第03074008905号 H25. 11. 15 H30. 10. 22		無 無	 特別管理 産業廃棄物
271	松浦 政次	有田郡有田川町大字小川357番地 TEL 0737-32-2938 移動式処理施設	①汚泥 ②廃油 ③動植物性残渣 ④動物のふん尿 いずれも生分解性のもの	発酵 1m3/日 5m3/日	第03024004739号 H24. 5. 23 H29. 4. 19		有	
482	(株)石井建材店 (石井 冲彦)	有田市港町793番地の24 TEL 0737-82-1303 有田市港町793-24外3筆	①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤ゴムくず ⑥金属くず ⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑧がれき類	選別 180m3/日	第03024034152号 H21. 6. 24 H28. 5. 17		有	優良
515	(株)南興業 (南 美鈴)	有田郡有田川町大字庄900番1 TEL 0737-52-8033 有田市糸我町中番1254番16外2筆	①がれき類	破砕 130t/時	第03024038270号 H24. 11. 27 H29. 9. 30		有	
525	(株)武内商店 (武内 隆幸)	有田郡有田川町大字明王子97番地の11 TEL 0737-52-2123 有田郡有田川町大字上六川字上奥621番37外1筆	①汚泥(セメント・同製品製造業から排出する乾燥した無機性汚泥であって、路盤材の原料となるものに限る) ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤動植物性残さ ⑥ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑦がれき類	焼却 190kg/時 ②~⑤ 破砕 41t/時 ①⑥⑦ 破砕 4.4t/日 ③	第03024039312号 H22. 12. 2 H27. 11. 26		有	
588	(株)古勝 (寺村 公博)	有田郡湯浅町大字湯浅375番地 TEL 0737-63-1131 有田郡湯浅町大字湯浅1688番14外4筆 有田郡有田川町大字天満字字手面町32番1外4筆	①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤ゴムくず ⑥金属くず ⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑧がれき類	圧縮①⑥ 破砕①②④⑥⑦⑧ 切断①~⑥ 圧縮 4.52t/日 圧縮・破砕・切断 ④を除く 40t/日 圧縮・破砕・切断 100t/日 破砕 3.8t/日 ①②④に限る 破砕 3.52t/日 ①②に限る 破砕・分離 4.6t/日 ②⑦(廃石膏ボードに限る)	第03024044856号 H26. 12. 26 H31. 12. 5		有	

中間処理業者一覧

(湯浅)

番号	名称 (代表者名)	住所 処理施設所在地	中間処理業 許可品目	中間処理方法 処理能力	許可番号 許可年月日 許可期限	許可条件	収集運搬 業の許可	備考
955	(有)西山商店 (西山 栄吉)	有田市箕島109番地 TEL 0737-82-2872 有田市山田原字溝向4番9 外4筆	①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤ゴムくず ⑥金属くず ⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	圧縮 90.24t/日 ①②④⑥⑦ 切断 15.36t/日 ①～⑥	第03024064382号 H26.10.27 H31.10.4		有	
1474	(有)石垣組 (石垣 佳右)	有田市宮崎町138番地2 TEL 0737-82-2208 有田市宮崎町字浄妙寺谷9 35番外2筆	①木くず ②ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ③がれき類	破砕 85t/時 ②③ 破砕 4.864t/日 ①	第03024085224号 H24.10.2 H29.8.4		有	
1927	(株)再生工場 (滝 雅之)	有田郡有田川町大字宇井 苔252番地 TEL 0737-32-5377 有田郡有田川町大字宇井 苔字神出251番外2筆	①がれき類	破砕 90t/時	第03024116660号 H27.3.29 H32.3.28		有	
2123	濃添 勇作	有田郡有田川町大字徳田1 693番地1 TEL 0737-52-6048 同上	①廃プラスチック類	破砕 4.08t/日	第03024123559号 H24.8.29 H29.5.8		有	
2192	合同リサイクルセンター(株) (赤井 利光)	大阪市中央区北浜三丁目5 番22号 TEL 06-6220-1115 有田郡有田川町大字吉見 字管澤390番地外2筆 TEL 0737-52-5520	①ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ②がれき類	破砕 680t/日	第03024126619号 H23.3.24 H28.3.23		有	

中間処理業者一覧

(御坊)

番号	名称 (代表者名)	住所 処理施設所在地	中間処理業 許可品目	中間処理方法 処理能力	許可番号 許可年月日 許可期限	許可条件	収集運搬 業の許可	備考
145	喜楽鉱業(株) (小宮山 雅弘)	滋賀県湖南市石部口二丁目 7番33号 TEL 0748-77-4689 日高川町大字中津川字キ レン道1452番1	①廃油 ②廃酸 ③廃アルカリ ④金属くず	油水分離 64m3/日 ① 中和 28.35m3/日 ②③ 圧縮 4.5t/日 ④ 圧縮 9.6t/日 ④	第03025004194号 H22.9.17 H29.8.30		有	優良
			特別管理産業廃棄物 ①廃油	油水分離 64m3/日 ①	第03075004194号 H22.1.29 H29.1.28		有	特別管理 産業廃棄物 優良
288	(株)ナヤパーク (中川 藤吉)	日高郡日高町大字原谷1番 地 TEL 0738-63-2504 日高郡日高町大字原谷字 平畑1947番地	①木くず	破砕 36.06t/日	第03025034726号 H24.3.30 H29.3.22		有	
585	(有)ワコー産業 (山本 雅弘)	日高郡印南町大字美里52 番地 TEL 0738-45-0202 日高郡印南町大字美里字 七袋51番1外4筆	①汚泥(建設業及びセメント・同製品製造業から排出する乾燥した無機性汚泥であって、路盤材の原料となるものに限る) ②木くず ③ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず ④鉱さい(サンドブラスト廃砂(塗料かす等を含むものを除く)であって路盤材の材料となるものに限る) ⑤がれき類	破砕 130t/時 ①③④⑤ 破砕(移動式) 24t/時 ② 破砕(固定及び移動式) 218t/日 ②	第03025044277号 H24.1.26 H28.12.1	1 乾燥した汚泥の搬入及び処理は、雨水等により乾燥した汚泥が泥状となり保管場所から流出することを防止するため、雨天以外の日に行うこと。 2 乾燥した汚泥は、搬入当日処理し翌日まで保管しないこと。	有	
1100	(株)梶原土建 (梶原 亘理)	御坊市荊木169番地 TEL 0738-23-0896 御坊市湯川町富安字対所 2365-2	①ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず ②がれき類	破砕 160t/日	第03025069639号 H26.3.3 H31.2.24		有	

中間処理業者一覧

(御坊)

番号	名称 (代表者名)	住所 処理施設所在地	中間処理業	中間処理方法	許可番号 許可年月日 許可期限	許可条件	収集運搬 業の許可	備考
			許可品目	処理能力				
2540	(株)幸輝開発 (柳瀬 岩生)	和歌山市吹屋町二丁目47番地 TEL 073-479-2068 御坊市島外川原1092番1外2筆	①ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ②がれき類	破砕 80t/時	第03025140576号 H25. 5. 10 H30. 5. 9		有	

中間処理業者一覧

(田辺)

番号	名称 (代表者名)	住所 処理施設所在地	中間処理業	中間処理方法	許可番号 許可年月日 許可期限	許可条件	収集運搬 業の許可	備考
			許可品目	処理能力				
214	和歌山県資源開発協業組合 (坂本 明子)	田辺市文里二丁目35番37号 TEL 0739-25-0814 同上	①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤ゴムくず ⑥金属くず ⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	破砕 96 t/日 ①⑤⑥⑦ 破砕 0.56t/時 ①②③④ 圧縮 4.9t/時 ①	第03026036448号 H23. 1. 5 H27. 12. 3		有	
256	和歌山県再生資源事業協同組合 (蒲田 正勝)	田辺市文里二丁目35番31号 TEL 0739-25-3911 同上	①廃プラスチック類 ②木くず ③ゴムくず ④紙くず ⑤金属くず ⑥ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑦がれき類	切断 30t/日 ①②③⑤⑥⑦ 圧縮 20t/日 ⑤ 圧縮 ① 45.5t/日 ④ 112t/日 圧縮 3.3t/日 ①	第03026023965号 H25. 5. 31 H28. 8. 26		有	
356	(有)国辰商事 (瀧本 利生)	田辺市下三栖1499番地の67 TEL 0739-26-0146 移動式処理施設 (和歌山88ゆ1351)	①汚泥	脱水 10m3/時	第03026010689号 H26. 1. 7 H31. 1. 6	排出事業所内で処理すること。	有	
400	杉谷産業(株) (井口 成実)	日高郡みなべ町谷口693番地の3 TEL 0739-74-3185 日高郡みなべ町東本庄宇鉛岩1185番7	①がれき類	破砕(固定及び移動式) 130t/時	第03026025441号 H27. 3. 13 H32. 3. 12	破砕施設を移動式で行う場合は、排出事業所内において行うこと。	有	
444	(株)丸山組 (丸山 博之)	田辺市秋津町1595番地の2 TEL 0739-22-2648 田辺市秋津町字大西1595番71 田辺市下三栖岩屋谷1475番224	①汚泥(セメント・同製品製造業から排出する乾燥した無機性汚泥に限る) ②木くず ③ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ④がれき類	破砕 160t/日 ② 破砕 184t/日 ② 破砕 40t/時 ①③④ 焼却 194kg/時 ②	第03026032353号 H23. 12. 28 H28. 11. 24		有	
505	(株)蒲田嵩商店 (蒲田 嵩)	田辺市城山台13番5号 TEL 0739-22-8402 西牟婁郡上富田町朝来字檉ノ木4051番43外3筆 田辺市上野字鎌倉242番3外4筆	①汚泥 ②廃酸 ③廃プラスチック類 ④紙くず ⑤木くず ⑥動植物性残さ ⑦金属くず	溶融 0.4t/日 ③ 圧縮 64t/日 ③④⑦ 圧縮 3.3t/日 ③④⑦ 発酵 16t/日 破砕 10t/日 ⑥	第03026037525号 H23. 3. 24 H28. 2. 18		有	
544	中村 賢	田辺市下三栖1166番地の1 TEL 0739-34-0674 田辺市下三栖字後口谷457番地の2外3筆	①動植物性残さ	堆肥化 6m3/日	第03026041009号 H23. 10. 3 H28. 7. 30		有	

中間処理業者一覧

(田辺)

番号	名称 (代表者名)	住所 処理施設所在地	中間処理業 許可品目	中間処理方法 処理能力	許可番号 許可年月日 許可期限	許可条件	収集運搬 業の許可	備考
756	(株)尾花組 (尾花 滋)	田辺市上の山一丁目15番2 2号 TEL 0739-24-6410 西牟婁郡上富田町生馬字 松尾316番28 西牟婁郡すさみ町周参見 下モ山5347番9	①木くず ②がれき類	破砕 210t/日 ① 破砕 156t/時 ② 破砕 40t/時 ②	第03026057097号 H25.12.19 H30.12.10		有	
757	(株)清本組 (清本 泰弘)	西牟婁郡上富田町朝来205 3番地 TEL 0739-47-1241 西牟婁郡上富田町朝来字 大内谷1713番他35	①木くず ②がれき類	破砕 20t/時 ① 破砕 168t/時 ②	第03026057098号 H25.11.17 H30.11.16		有	
954	(株)寺本建設 (寺本 喜代子)	日高郡みなべ町晩稲119番 地1 TEL 0739-74-2098 日高郡みなべ町谷口向上 山寄48番3	①汚泥(建設業及びセメント・同製品製造業から排出する乾燥した無機性汚泥であって、路盤材の原料となるものに限る) ②汚泥(建設業及びセメント・同製品製造業から排出する無機性汚泥であって、乾燥後に路盤材の原料となるものに限る) ③廃プラスチック類 ④紙くず ⑤木くず ⑥繊維くず ⑦動植物性残さ ⑧ゴムくず ⑨金属くず ⑩ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑪がれき類	破砕 15~33t/時 ①⑩⑪ 破砕 130t/時 ①⑩⑪ 破砕 95t/日 ⑤⑦⑧ 固化 20~40m3/時 ② 圧縮・梱包 5t/日 ③④⑥⑧⑨ 圧縮・梱包 11.17t/日 ③④⑥⑨	第03026064597号 H26.10.1 H31.9.30	搬入した汚泥及び動植物性残さは、保管することなく直接処理すること。	有	
1007	ワシン建設(株) (岩根 成一)	田辺市上の山一丁目3番2 号 TEL 0739-24-2678 西牟婁郡上富田町生馬 字山王1205番外3筆	①汚泥 ②ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ③がれき類	破砕 40t/時	第03026066210号 H26.12.6 H31.12.5		有	
1059	(株)共栄建設工業 (小川 宗章)	田辺市龍神村甲斐ノ川112 0番地 TEL 0739-77-0331 田辺市龍神村甲斐ノ川113 4番1	①汚泥(建設業及びセメント・同製品製造業から排出する乾燥した無機性汚泥であって、路盤材の原料となるものに限る) ②ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず ③鉱さい(サンドプラスト廃砂(塗料かす等を含むものを除く)であって路盤材の原料となるものに限る) ④がれき類 ⑤木くず	破砕 85t/時 36t/時 ①②③④ 破砕 12t/日 ⑤	第03026067120号 H27.3.13 H32.3.12		有	
1101	(有)志場商店 (志場 智美)	西牟婁郡白浜町才野220 番地 TEL 0739-45-0232 西牟婁郡白浜町才野字安 久川1166番地14	①廃プラスチック類	溶融 0.16t/日	第03026069785号 H24.3.5 H29.3.4		有	
1122	(有)日置川清掃 (廣田 稔雄)	西牟婁郡白浜町日置2039 番地の64 TEL 0739-87-2027 西牟婁郡白浜町大古字中 州537番126、162他2筆	①廃プラスチック類 ②廃プラスチック類(軟質系) ③紙くず ④木くず ⑤繊維くず ⑥ゴムくず ⑦金属くず ⑧ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑨がれき類	破砕 2.88t/日 ①③④⑤⑥ 破砕 ④ 121t/日 圧縮・梱包 ② 0.28t/日 破砕・溶融 0.186t/日 ① 選別 120m3/日 ①③④⑤⑥⑦⑧⑨	第03026070300号 H27.3.27 H29.5.16		有	
1186	(株)田所建設 (田所 勉)	西牟婁郡すさみ町周参見 4139番地の3 TEL 0739-55-2029 西牟婁郡すさみ町周参見 字幸園1321番3	①がれき類	破砕 170t/時	第03026073306号 H22.5.20 H27.5.11		有	

中間処理業者一覧

(田辺)

番号	名称 (代表者名)	住所 処理施設所在地	中間処理業 許可品目	中間処理方法 処理能力	許可番号 許可年月日 許可期限	許可条件	収集運搬 業の許可	備考
1187	川口建設(株) (川口 明久)	田辺市龍神村小家1013番地の3 TEL 0739-77-0224 田辺市龍神村小家字釜ノ崎972番39外1筆	①木くず	破砕 3.3t/日	第03026073303号 H22.11.11 H27.11.10		有	
1216	林 勝彦	田辺市中辺路町近露318番地 TEL 0739-65-0235 田辺市中辺路町近露字五味1853番外2筆	①ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ②がれき類	破砕 33~40t/時	第03026074274号 H23. 3.24 H28. 2.13		無	
1509	田辺工業(有) (藤井 達夫)	田辺市下三栖1475番地の89 TEL 0739-25-5009 田辺市下三栖1475番地の89外3筆	①廃油 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤動植物性残さ ⑥がれき類	破砕 20t/時 ③ 破砕 43t/時 ⑥ 焼却 185kg/時 ①~⑤	第03026097748号 H24.12.20 H29.11.24		有	
1638	田辺港輸入木材協同組合 (榎本 長治)	田辺市新庄町2827番地の5 TEL 0739-22-9789 田辺市新庄町字東跡之浦2799番他15筆	①汚泥(野菜漬物製造業、上水道業、工業用水道業の排水処理施設から排出された含水率85%以下の汚泥に限り、有害物質を含むものを除く) ②廃酸 ③木くず ④動植物性残さ ⑤動物のふん尿	発酵粉砕 80t/日 18m3/時 27m3/時	第03026104044号 H25.10.10 H30. 9. 9	1 産業廃棄物は搬入当日に処理し、翌日まで保管しないこと。 2 粉砕は、発酵が完了した堆肥を粉砕するものに限る。	有	
1781	協同組合連合会田辺木材流通加工センター (榎本 長治)	田辺市新庄町2827番地の5 TEL 0739-22-0580 田辺市新庄町字東跡之浦2837番地	①木くず	破砕 19.8t/時	第03026110010号 H26. 5.30 H31. 4.11		無	
2354	南部生コン工業(株) (池田 智昭)	日高郡みなべ町気佐藤657番地 TEL 0739-72-4314 日高郡みなべ町気佐藤654番地4外5筆	①汚泥(セメント・同製品製造業から排出する乾燥した無機性汚泥に限る。) ②ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ③がれき類	破砕 560t/日	第03026133587号 H24. 2. 6 H29. 2. 5		有	
2609	(株)紀州バイオ (青沼 楷文)	田辺市湊1183番地の3 TEL 0739-35-8111 田辺市上秋津字川中口1370番1	①廃酸(梅調味廃液に限る)	混合かく拌 3t/日	第03026143266号 H25. 7. 2 H30. 6.23		無	
3005	宮惣ケミカル(株) (宮本 博行)	田辺市湊416番地 TEL 0739-47-4618 西牟婁郡上富田町朝来字椋ノ木4051番地47	①廃プラスチック類	破砕 1.0t/日	第03026157120号 H22.10.28 H27.10.27		無	
3094	(株)エコワークTANABE (野村 憲司)	田辺市中三栖178番地の1 TEL 0739-33-0840 田辺市中三栖字中之町178番3 TEL 0739-33-0840 田辺市文里二丁目1293番22外2筆 TEL 0739-24-1950	①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず	破砕 4.66t/日 ①~④ 破砕 2.44t/日 ① 破砕溶融 0.64t/日	第03026160073号 H23.11.15 H28.11.14		有	
3407	(株)資源開発 (坂本 正人)	田辺市文里二丁目35番37号 TEL 0739-25-0814 同上	①金属くず	圧縮 22.4t/日	第03026167688号 H25. 7. 2 H30. 7. 1		有	
3585	熊野プライムフード協同組合 (前田 茂光)	和歌山市太田569番地の4 TEL 073-471-2008 西牟婁郡すさみ町里野下モ平見47番2	①汚泥(有機性であって、飼料の原料となるものに限る。) ②動植物性残さ	乾燥・配合 4t/日	第03026171922号 H26. 9. 9 H30. 5.30		有	串本町にも事業場有り

中間処理業者一覧

(串本)

番号	名称 (代表者名)	住所 処理施設所在地	中間処理業	中間処理方法	許可番号 許可年月日 許可期限	許可条件	収集運搬 業の許可	備考
			許可品目	処理能力				
650	(株)小森組 (小森 正剛)	東牟婁郡串本町串本1925番地 TEL 0735-62-0036 東牟婁郡串本町闇野川字 汐入1054番2外1筆	①がれき類	破砕 80t/時	第03027051063号 H25. 2. 5 H30. 1. 26		有	
1841	(有)柏木商店 (柏木 潔)	東牟婁郡串本町高富778番地1 TEL 0735-62-0835 同上	①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤ゴムくず ⑥金属くず ⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	破砕 9.04t/日 ①③～⑦ 圧縮 8t/日 ①～⑥ 圧縮 4.6t/日 ①～⑥	第03027114215号 H23. 11. 18 H28. 8. 22		有	
3585	熊野プライムフード 協同組合 (前田 茂光)	和歌山市太田569番地の4 TEL 073-471-2008 東牟婁郡串本町里川663番	①汚泥(有機性であって、飼料の原料となるものに 限る。) ②動植物性残さ	乾燥・配合 4.7t/日 6t/日	第03026171922号 H26. 9. 9 H30. 5. 30		有	すさみ町にも 事業場有り

中間処理業者一覧

(新宮)

番号	名称 (代表者名)	住所 処理施設所在地	中間処理業	中間処理方法	許可番号 許可年月日 許可期限	許可条件	収集運搬 業の許可	備考
			許可品目	処理能力				
445	中岸 金男	新宮市新宮3606番地 TEL 0735-22-5518 新宮市南松杖字中平野235 番外2筆	①がれき類	破砕 47～160t/時	第03028032430号 H22. 12. 9 H27. 6. 15		有	
696	木下建設(株) (木下 三次)	新宮市南松杖223番地1 TEL 0735-22-8363 新宮市南松杖字大谷247番 地外6筆	①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤ゴムくず ⑥金属くず ⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑧がれき類	焼却 176kg/時 ②③④ 破砕 12t/時 ①～⑦ 破砕 112.8t/時 ③ 破砕 133.2/日 ③ 破砕 85t/時 ⑦⑧ 選別 480m3/日 ①～⑧ 圧縮・梱包 ①②⑥ 6.6t/日 破砕溶融 80kg/日 ①	第03028054343号 H25. 10. 28 H30. 7. 30		有	
1190	(有)前田商店 (前田 増行)	三重県熊野市有馬町5004 番地の6 TEL 0597-89-2544 新宮市新宮字南谷3461番3 外1筆	①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤金属くず ⑥ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	圧縮 4t/日 ①②④⑤ 圧縮 78.4t/日 ①③⑤⑥	第03028066468号 H24. 5. 11 H29. 4. 4		有	
1489	(有)南クレーン (南 太敏)	新宮市南松杖129番地 TEL 0735-21-2111 新宮市南松杖字奥平野241 番1外3筆	①汚泥(無機性建設汚泥及び 浄水場汚泥に限る) ②ガラスくず、コンクリート くず及び陶磁器くず ③がれき類	破砕 480t/日 ①②③ 乾燥 139.2t/日 ① 造粒固化 ① 400m3/日	第03028085433号 H23. 5. 12 H27. 7. 4		有	
1802	(有)リサイクルてら した (寺下 雅也)	東牟婁郡那智勝浦町大字 八尺鏡野592番地 TEL 0735-58-0145 東牟婁郡那智勝浦町大字 八尺鏡野字立嶋592番1外3 筆	①廃油(動植物系廃油に 限る)	エステル交換 200L/日 200L/日	第03028111966号 H26. 9. 8 H31. 7. 29		有	

中間処理業者一覧

(新宮)

番号	名称 (代表者名)	住所 処理施設所在地	中間処理業 許可品目	中間処理方法 処理能力	許可番号 許可年月日 許可期限	許可条件	収集運搬 業の許可	備考
2779	(株)日比野生コン (日比野 勝良)	三重県南牟婁郡紀宝町 鞆殿8番地 TEL 0735-32-1146 新宮市相賀字小向695番 7、705番	①汚泥(建設業及びセメント・同製品製造業から排出する乾燥した無機性汚泥であって、路盤材の原料となるものに限る) ②ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ③がれき類	破砕 56t/時	第03028148647号 H22. 4. 30 H27. 4. 29		有	
2861	(株)那智勝浦リサイクルセンター (岡本 百合子)	東牟婁郡那智勝浦町大字湯川356番地 TEL 0735-52-2756 東牟婁郡那智勝浦町大字湯川字二河畑ヶ356番	①がれき類	破砕 85t/時	第03028151540号 H23. 6. 9 H28. 6. 8		有	

最終処理業者一覧

(和歌山県内)

番号	名称 (代表者名)	住所 処理施設所在地	最終処分業 許可品目	処理能力	許可番号 許可年月日 許可期限	許可条件	収集運搬 業の許可	備考
297	(株)井奥建材工業 (井奥 歳一)	紀の川市桃山町調月519番地1 TEL 0736-66-1478 紀の川市桃山町神田字鷹巢尾667番外7筆 紀の川市桃山町調月字城之段519番1外7筆	①廃プラスチック類 ②金属くず ③ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ④がれき類	H4. 5. 7設置 面積 14,325m ² 容量 41,776.87m ³ H16. 5. 10譲受け 面積 12,475.6m ² 容量 41,141.7m ³	第03041029472号 H24. 7. 6 H31. 5. 6		有	優良
409	(株)三高産業 (宮脇 加代子)	大阪府松原市天美東二丁目84番地の6 TEL 072-330-6006 紀の川市東毛字東中筋279番外6筆	①廃プラスチック類 ②ゴムくず ③金属くず ④ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑤がれき類	H25. 10. 22設置 面積 7,567m ² 容量 40,021m ³	第03042017365号 H25. 10. 29 H28. 9. 20		有	
456	西洋環境開発(株) (杉本 泰男)	紀の川市粉河3170番地の2 TEL 0736-73-6601 紀の川市粉河字別所谷3090番3外201筆	①廃プラスチック類 ②ゴムくず ③金属くず ④ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑤がれき類	H20. 3. 24設置 面積172,274.09m ² 容量 1,499,650m ³ (うち産業廃棄物埋立容量 1,307,900m ³)	第03031031514号 H25. 5. 2 H30. 5. 1		有	

(5) 環境省廃棄物担当課

団体名	担当課	所在地	連絡先
環境省	代表	〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 合同庁舎5号館	TEL : 03-3581-3351
環境省	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課	〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 合同庁舎5号館 26階	TEL : 03-3581-3351 (内線6852, 6867) FAX : 03-3593-8263
環境省近畿地方環境事務所	廃棄物・リサイクル対策課	〒540-6591 大阪府大阪市中央区大手前1-7-31 OMMビル8階	TEL : 06-4792-0700 FAX : 06-4790-2800

(6) 近隣府県廃棄物担当課

団体名	担当課	所在地	連絡先
三重県	廃棄物・リサイクル課	〒514-8570 三重県津市広明町13	TEL : 059-224-3310 FAX : 059-222-8136
滋賀県	琵琶湖環境部循環型社会推進課	〒520-8577 滋賀県大津市京町4-1-1	TEL : 077-528-3471 FAX : 077-528-4845
京都府	文化環境部環境・エネルギー局循環型社会推進課	〒602-8570 京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	TEL : 075-414-4719 FAX : 075-414-4710
大阪府	環境農林水産部循環型社会推進室資源循環課	〒559-8555 大阪府大阪市住之江南港北1-14-16 咲洲庁舎21階	TEL : 06-6210-9568 FAX : 06-6210-9561
兵庫県	農政環境部環境管理局環境整備課	〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1	TEL : 078-362-3279 FAX : 078-362-4189
奈良県	くらし創造部景観・環境局廃棄物対策課	〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30	TEL : 0742-27-8746 FAX : 0742-22-7482

(7) 協定団体の所在地及び協定書

団体名	郵便番号	所在地	電話番号	ファックス
一般社団法人 和歌山県産業廃棄物協会	640-8150	和歌山市十三番丁 30 番地 酒直ビル 3 階	073-435-5600	073-424-5553
一般社団法人 和歌山県清掃連合会	640-8032	和歌山市南大工町 26 番地 環境会館 3 階	073-431-6383	073-427-1994
一般社団法人 和歌山県一般廃棄物協会	641-0006	和歌山市中嶋 476 番地	073-474-9191	073-474-9192

大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書

和歌山県(以下「甲」という。)と社団法人和歌山県産業廃棄物協会(以下「乙」という。)とは、地震等の大規模災害の発生時における災害廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、和歌山県内における大規模災害に伴い発生した災害廃棄物の処理について、甲が乙に協力を要請するための必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 大規模災害

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害のうち、大規模な被害を生ずるものをいう。

(2) 災害廃棄物

大規模災害により、倒壊し、焼失した建築物等構造物の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物並びに災害に伴い緊急に処理する必要がある廃棄物をいう。

(3) 災害廃棄物の処理

災害廃棄物の撤去、収集運搬、処分及びこれらに関連する事項をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、県内の被災地域の市町村及び一部事務組合(以下「被災市町村」という。)が実施する災害廃棄物の処理に関し、被災市町村からの協力要請があるときは、乙に協力を要請するものとする。

2 甲は、前項の協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を記載した文書で行うものとする。ただし、緊急を要する等文書による要請が困難な場合は、口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

(1) 市町村名

(2) 協力内容

(3) その他必要な事項

(災害廃棄物の処理等の実施)

第4条 乙は、甲から要請があったときは、要請内容に基づき必要な人員、車両、資機材を調達し、被災市町村が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、被災市町村の指示に従い、災害廃棄物の処理に関する協力を行うものとする。

3 乙は、災害廃棄物の処理等の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 周囲の生活環境を損なわないように十分に配慮すること。

(2) 災害廃棄物の再生利用及び資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

(情報の提供)

第5条 甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるように、県内の被災状況及び復旧状況等必要な情報を、乙に提供する。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲へ報告する。

(実施報告)

第6条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲へ報告する。

(1) 市町村名

(2) 実施内容

(3) その他必要な事項

(費用の負担)

第7条 第3条に規定する要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、原則として当該処理等に係る被災市町村が負担する。

2 前項の費用の額については、乙と当該市町村が協議の上決定する。

(損害補償)

第8条 第3条に規定する要請に基づき災害廃棄物の処理等に従事した乙の会員が、そのために死亡し、負傷し又は疾病にかかった場合の損害補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他の法令による。

(連絡窓口)

第9条 この協定の業務に関する連絡窓口は、次のとおりとする。

(1) 甲は、和歌山県環境生活部環境政策局廃棄物対策課

(2) 乙は、社団法人和歌山県産業廃棄物協会事務局

(協会の状況等の報告)

第10条 乙は、この協定に基づく災害廃棄物の処理が円滑に行われるよう、協会員ごとの収集運搬車両その他必要な資機材の確保可能数等を、3年ごとに甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対し随時報告を求めることができる。

(他の被災都道府県への応援)

第11条 甲が、災害廃棄物の処理に関し、被災した他の都道府県から協力要請があるときは、この協定に準じて乙に協力を要請するものとする。この場合、乙は、可能な限り協力するものとする。

(協議)

第12条 この協定に疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項その他必要な事項は、必要に応じて甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(その他)

第13条 この協定を円滑に運用するために、甲が必要と認めたときは、乙及び被災市町村との調整を行うものとする。

(適用)

第14条 この協定は、平成18年7月26日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成18年7月26日

甲 和歌山県知事 木村良樹

乙 和歌山市小松原通1丁目1番11号 大岩ビル6階

社団法人和歌山県産業廃棄物協会

会長 武田全弘

(備考) 平成27年7月1日現在

- 1 乙の名称：一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会
- 2 乙の住所：和歌山市十三番丁30番地酒直ビル3階
- 3 県の連絡窓口：和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課

災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、和歌山県内において地震等の大規模な災害が発生し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、和歌山県災害対策本部が設置された場合におけるし尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）の収集運搬に関して、和歌山県（以下「甲」という。）が社団法人和歌山県清掃連合会（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(要請の手続き)

第2条 甲は、被災地域の市町村（以下「被災市町村」という。）からし尿等の収集運搬について協力要請があるときは、乙に支援協力を要請することができるものとする。

(協議等)

第3条 被災市町村と乙は、支援協力の内容、方法等について、必要に応じ相互に協議し、確認するものとする。

(経費負担)

第4条 第2条に規定する要請に基づき乙の会員が実施するし尿等の収集運搬に要する費用については、乙と市町村があらかじめ協議しておくものとする。

(連絡窓口)

第5条 この協定の取扱い窓口は、甲においては和歌山県県土整備部河川・下水道局下水道課並びに同環境生活部環境政策局循環型社会推進課とし、乙においては社団法人和歌山県清掃連合会事務局とする。

(その他)

第6条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

第7条 この協定は、平成24年12月5日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年12月5日

甲 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県知事 仁坂吉伸

乙 和歌山市南大工町26番地
社団法人和歌山県清掃連合会
会長 吉村英夫

災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、和歌山県内において地震等の大規模な災害が発生し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、和歌山県災害対策本部が設置された場合におけるし尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）の収集運搬に関して、和歌山県（以下「甲」という。）が一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(要請の手続き)

第2条 甲は、被災地域の市町村（以下「被災市町村」という。）からし尿等の収集運搬について協力要請があるときは、乙に支援協力を要請することができるものとする。

(協議等)

第3条 被災市町村と乙は、支援協力の内容、方法等について、必要に応じ相互に協議し、確認するものとする。

(経費負担)

第4条 第2条に規定する要請に基づき乙の会員が実施するし尿等の収集運搬に要する費用については、乙と市町村があらかじめ協議しておくものとする。

(連絡窓口)

第5条 この協定の取扱い窓口は、甲においては和歌山県県土整備部河川・下水道局下水道課並びに同環境生活部環境政策局循環型社会推進課とし、乙においては一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会事務局とする。

(その他)

第6条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

第7条 この協定は、平成25年11月22日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年11月22日

甲 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県知事 仁坂吉伸

乙 和歌山市中島476番地
一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会
会長 青木茂人

(8)和歌山県災害廃棄物処理支援要員取扱要領

平成26年6月27日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、大規模災害時等において発生する災害廃棄物の処理を円滑に進めるため、市町村へ派遣する災害廃棄物処理支援要員（以下「要員」という。）が従事する業務及び要員の任免等について必要な事項を定める。

(要員の派遣)

第2条 知事（災害対策本部が設置されている時は災害対策本部長。以下同じ。）は、平常時のごみ排出量や災害廃棄物推計発生量を勘案のうえ、大規模災害時等に発生する災害廃棄物の処理が特に困難であると思われる市町村に要員を派遣する。

2 要員の派遣は、被災市町村からの支援要請に基づくものとする。ただし、知事が必要と認めた場合はこの限りでない。

3 派遣する市町村を要員ごとに指定する。ただし、災害廃棄物の発生量に応じて、指定した市町村以外へ要員を派遣することがある。また、必要に応じ、2以上の市町村への派遣もしくは同一市町村へ複数回派遣することがある。

(チーム編成)

第3条 要員は、「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」（平成18年7月26日締結）に基づき、一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会の会員とチームを編成し、派遣された市町村において次条に定める業務を行う。

(業務内容)

第4条 要員は、被災市町村における災害廃棄物処理を適正かつ迅速に行うため、次の業務を行う。

- (1) 災害廃棄物収集・処理体制の確立支援
- (2) 災害廃棄物発生状況の情報収集
- (3) 廃棄物処理施設被災状況の情報収集
- (4) 災害廃棄物仮置き場・集積場の設置及び運営支援

(派遣期間)

第5条 要員の派遣期間は、原則として1回の派遣につき1週間程度とするが、市町村の被災状況に応じてその期間を延長もしくは短縮することがある。

(任命基準)

第6条 要員は、次のいずれかに該当する県職員のうちから知事が任命する。

- (1) 技術職（衛生公害技師）で廃棄物行政経験が3年以上の者
- (2) 事務職で廃棄物行政経験が4年以上の者

- (3) 平成23年台風12号被災市町に派遣され災害廃棄物処理に従事した者
- (4) その他知事が適任と認めた者

(解任基準)

第7条 要員が次のいずれかに該当することとなった場合は、解任するものとする。

- (1) 人事異動により所属長に昇格した場合
- (2) 人事異動により他機関に派遣された場合
- (3) その他やむを得ない事情が生じた場合

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は、循環型社会推進課長が定める。

(9) 災害等廃棄物処理事業費国庫補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金

被災市町村は、事業の仕分け（災害廃棄物処理と通常の一般廃棄物処理）、写真及び証拠書類の保存等に努め、災害査定及び国庫補助金申請を適切に行う必要がある。

なお、災害廃棄物処理事業とは、災害その他の事由により、被害を受けた市町村及び一部事務組合（以下、「市町村等」という。）が、生活環境の保全上の理由から行う災害廃棄物等の処理事業をいう。

○ 災害等廃棄物処理事業費国庫補助金に関する事務

ア 災害廃棄物処理事業の補助対象

(ア) 補助対象となるのは以下のいずれかに該当する事業。

- a 市町村等が災害その他の事由のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる災害廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業（民間事業者及び市町村への委託事業を含む。以下同じ。）
- b 特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等により排出されたし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって、災害救助法に基づく避難所の開設期間内のもの

(イ) 被災家屋の解体について

補助対象となるのは廃棄物の収集、運搬、処分に係る費用であり、被災家屋の解体費用は補助対象ではない。（廃棄物の処理ではないため）

なお、阪神淡路大震災と東日本大震災については、特例措置として被災家屋の解体費用が補助対象になった。

イ 災害廃棄物処理事業の補助対象外となるもの

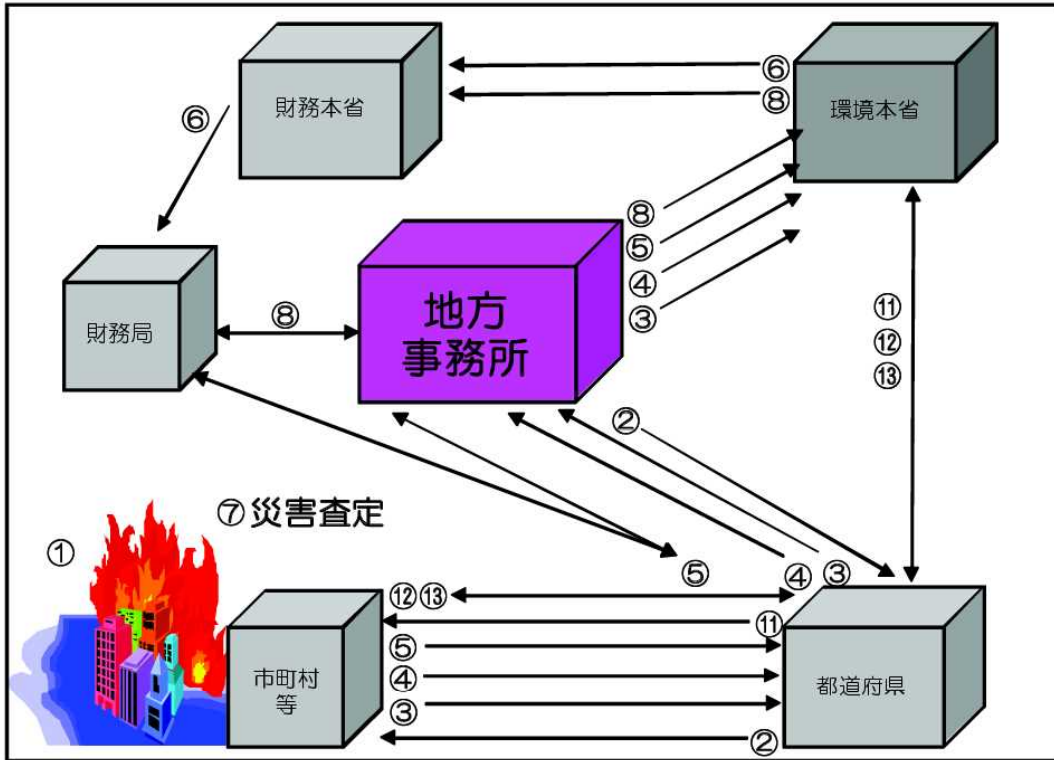
(ア) 1 市町村の事業に要する経費が、指定市及び組合構成に指定市を含む一部事務組合にあつては 80 万円未満、市町村（指定市を除く。）及び組合構成に指定市を含まない一部事務組合にあつては 40 万円未満のものとする。

(イ) 漂着ごみ被害に係る処理事業については、(ア)に掲げるもののほか、次のいずれかに該当するもの

- a 海岸保全区域内の漂着ごみ被害
- b 災害に起因しない漂着ごみ被害にあつては、1 市町村における処理量が 150 m³未満のもの
- c 著しく管理を怠り、異常に堆積させたもの
- d 国土交通省又は農林水産省所管の災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の適用を受ける区域

ウ 災害廃棄物処理事業の手続き等の流れ

災害廃棄物処理事業の手続き等の流れは、下記フローのとおり。



NO	事項	主体
①	災害の発生・災害廃棄物処理対応	市町村等
②	被災状況の把握依頼	地方事務所→都道府県→市町村等
③	被災状況の把握・報告	市町村等→都道府県→地方事務所→本省
④	災害廃棄物処理事業報告の提出・受理	市町村等→都道府県→地方事務所→本省
⑤	災害査定日程調整	都道府県(市町村)↔地方事務所・財務局
⑥	立会官派遣依頼	本省→財務本省→財務局
⑦	災害査定の実施	地方事務所・財務局・市町村等・都道府県
⑧	実地調査報告書の提出	財務局・地方事務所→本省→財務本省
⑨	補助限度額の通知	本省→都道府県→市町村等
⑩	交付申請及び交付決定	本省↔都道府県↔市町村等
⑪	実績報告及び交付確定	本省↔都道府県↔市町村等

※国内の災害に起因する漂着ごみ（海岸保全区域外の海岸への漂着）の処理も本事業に含む。

（出典：災害関係業務事務処理マニュアル（平成26年環境省廃棄物対策課））

エ 補助対象経費

補助対象となる経費は、アに掲げる事業の経費であり、その内容は、以下のとおり。

- (ア) 労務費（「公共工事設計労務単価」の区分による）
- (イ) 自動車、船舶、機械器具の借上料及び燃料費
- (ウ) 機械器具の修繕費
- (エ) し尿処理及びごみの処分に必要な薬品費

- (イ) 処分に要する覆土および運搬に必要な最小限度の道路整備費
- (ロ) 自動車購入費については、1日当たり借上相当額に使用日数を乗じて得た額
- (キ) 条例に基づき算定された手数料（委託先が市町村の場合に限ります。なお、上記の経費が手数料に含まれている場合は、当該経費は除く。）

オ 補助率等

災害等廃棄物処理事業費国庫補助金の補助率は、補助対象経費の1/2である。

また、当該補助金のほか、補助対象経費に係る市町村負担分の80%に特別交付税措置がなされ、補助対象となった事業費については、市町村の負担額は実質10%になる。

カ 災害査定

被害状況の実地調査（いわゆる「災害査定」）にあたっては、災害関係業務事務処理マニュアル（平成26年環境省廃棄物対策課）に記載されている実地調査手順に基づき対応する。

(10) 災害廃棄物処理に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律の解釈

災害廃棄物は一般廃棄物に該当する。

そのため、産業廃棄物処理業者にその処理を委託する場合は、注意が必要である。

ア 一般廃棄物処理業の許可

市町村からの委託を受ければ、一般廃棄物処理業の許可は不要である。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)施行規則第2条第1項第1号及び第2条の3第1項第1号)

イ 一般廃棄物処理施設の許可

災害廃棄物である一般廃棄物を処理する場合でも、処理施設の能力が5t/日以上であるときは、一般廃棄物処理施設設置許可が必要である。(廃棄物処理法第8条第1項)

ただし、既に許可済みの産業廃棄物処理施設において処理することができる産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものを当該産業廃棄物処理施設で処理する場合、都道府県知事に特例届を提出すればその産業廃棄物処理施設を当該一般廃棄物を処理する一般廃棄物処理施設として設置することが可能である。(廃棄物処理法第15条の2の5)

他人の一般廃棄物を処理する者は、一般廃棄物処理に係る一般廃棄物処理業許可業者又は市町村からの委託者等(委託契約書等の添付)であることが必要である。

ウ 産業廃棄物処理業者等が処理を行う場合

産業廃棄物処理業者等は、市町村から委託を受ければ、一般廃棄物処理業の許可なしで一般廃棄物の処理を行うことが可能である。(廃棄物処理法施行規則第2条第1項第1号)

ただし、処理施設の能力が5t/日以上である場合は、一般廃棄物処理施設設置許可又は特例届の提出が必要となる。(廃棄物処理法第8条第1項)

エ 市町村が市町村以外の者に処理を委託する場合

廃棄物処理法施行令第4条に基づき、委託先の事業者がある市町村に事前に通知すること。(書式は特に定められていない)また、受託者は、自ら受託業務を実施する必要があり、第三者への再委託はできない。(廃棄物処理法施行令第4条第1項第3号)

なお、東日本大震災の際は、甚大な被害を受けた市町村が災害廃棄物の処理を委託する場合には、環境省が定める再委託基準の下で、受託者が処理を再委託できる特例措置が設けられた。(廃棄物処理法施行令附則第4条)

オ 市町村が他の市町村に処理を委託する場合

市町村が他の市町村に委託する場合、廃棄物処理法上は規定がなく、特に制限はない。また、受託した市町村が市町村以外の者に再委託することについても廃棄物処理法上の規制がないため、焼却に伴い発生する焼却灰の最終処分を大阪湾フェニックスセンター等の他者に委託することが可能である。

カ 委託契約の取り扱い

(ア) 処理業者との委託

- a 市町村が処理業者と委託契約を行うにあたっては、再委託にならないよう処理ルートを確認したうえで、市町村が各々処理業者と直接契約を締結する。
- b 可能な場合は、複数業者から見積をとったうえで、委託業者を決定することが望ましい。委託は委託契約書を作成のうえ、契約を締結する。

(11) 流木等に係る廃棄物処理法上の考え方

ア 廃棄物の該当性

漂着している状態の流木等は廃棄物ではない。

漂着している流木等を拾い集めた（以下「集積」という。）時点で廃棄物となる。

イ 流木等の排出者

(ア) 県管理施設の管理者（以下「管理者」という。）が集積した場合：管理者

(イ) 管理者から委託を受けた者（以下「受託者」という。）が集積した場合

a 集積と併せて収集運搬を委託している場合：受託者

b 集積と併せて収集運搬及び処分を委託している場合：受託者

c 集積のみを委託している場合：管理者

(ウ) 周辺住民やボランティアが集積した場合：周辺住民やボランティア

ウ 一般廃棄物・産業廃棄物の区分

(ア) 管理者又は受託者が集積した場合

廃棄物の性状により判定する。

《例》流木は一般廃棄物、廃プラや空き缶は産業廃棄物となる。

(イ) 周辺住民・ボランティアが集積した場合

一般廃棄物

(ウ) 集積した流木等を市町村が災害廃棄物として処理する場合

一般廃棄物

エ 廃棄物処理の主体

(ア) 一般廃棄物 市町村（廃棄物処理法第6条の2第1項）

※事業者は、その事業活動に伴って発生した廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。（廃棄物処理法第3条第1項）一方で、一般廃棄物の処理責任は市町村にあるため、事業者は市町村に処理協力を求めることが出来るが、市町村での処理が困難な場合は、事業者が自らの責任において処理しなければならない。

(イ) 産業廃棄物 排出者（廃棄物処理法第11条第1項）

オ 廃棄物処理業の許可の必要性

(ア) 管理者自らが流木等を集積し、収集運搬・処分する行為は、廃棄物の自己処理となり、廃棄物処理法の許可は不要である。（廃棄物処理法第7条第1項及び第6項、同法第14条第1項及び第6項）

(イ) 受託者については、流木等を集積し、収集運搬するあるいは処分するという一連の行為を管理者から委託されている場合は受託者の自己処理に該当し、許可が不要である。

(ウ) 排出者が収集運搬・処分を他の者に委託する場合は、廃棄物処理業の許可を持つ者に委託する必要がある。

カ 一般廃棄物の自己処分に係る廃棄物処理施設設置許可の取り扱い

受託者が一般廃棄物を自己処分するにあたり、5 t/日以上処理能力を有する処理施設を設置する場合は、一般廃棄物処理施設の設置許可が必要となる。

なお、受託者が自己の所有する産業廃棄物処理施設で処分を行う場合は、廃棄物処理法第15条の2の5に基づく特例の届出で対応できる。

《特例届け》

- ・対象施設 施行規則第12条の7の16
- ・届出書類 施行規則第12条の7の17（第3項第2号の書類は不要）

キ 想定される処理方法

(ア) 集積

- ・管理者
- ・受託者
- ・ボランティア等

(イ) 収集運搬

- ・排出者（管理者・受託者）
- ・収集運搬業者
- ・市町村

(ウ) 処分

- ・リサイクル
- ・市町村の処理施設で焼却
- ・民間の処理施設で焼却
- ・自己処分

ク 流木等の収集・運搬・処分業務を委託する場合の注意点

契約書は、災害復旧を目的とした契約にすること。（漂着した状態の流木等は廃棄物ではないため、漂着している廃棄物の処理と誤認する内容の契約は行ってはならない。）

(12) リサイクル等に係る廃棄物収集運搬に関する廃棄物処理法の考え方

ア 再生利用するために有償で譲り受ける者へ引渡す場合の考え方

引渡し側が輸送費を負担し、当該輸送費が売却代金を上回る場合等当該廃棄物の引渡しに係る事業全体において引渡し側に経済的損失が生じている場合には、廃棄物の収集運搬に当たり、同法が適用される。

《例》

引き渡しに係る費用 > 売却収益・・・ 廃棄物の収集運搬

引き渡しに係る費用 ≤ 売却収益・・・ 有価物の運搬

イ 再生利用するために有償で譲り受ける者が占有者となった時点以降は、次のア)からエ)の全てに適合する場合は、有価物と判断する。

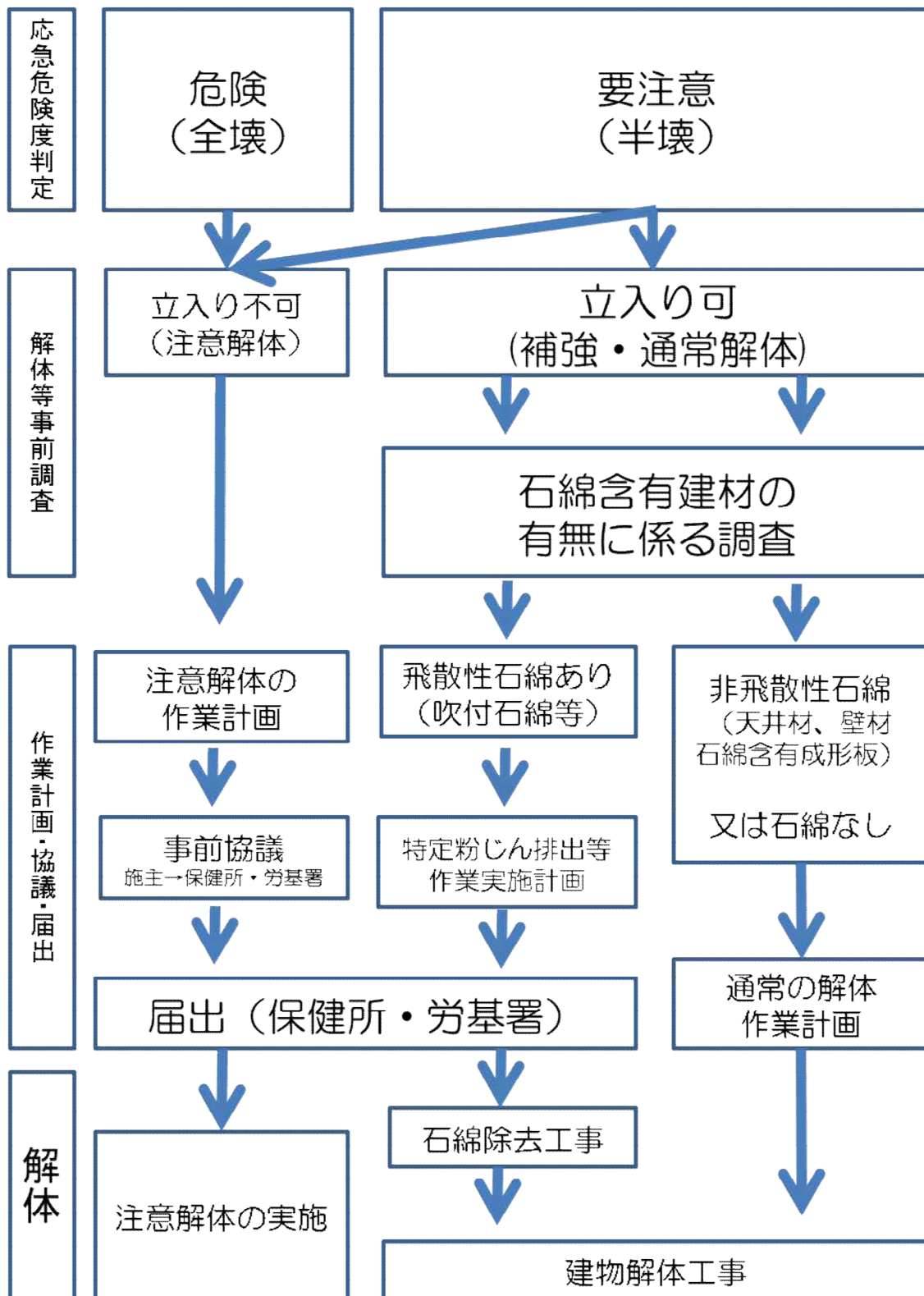
ア) その物の性状が、再生利用に適さない有害性を呈しているもの又は汚物に当たらないものであること。なお、貴金属を含む汚泥等であって取引価値を有することが明らかであるものは、これらに当たらないと解すること。

イ) 再生利用をするために有償で譲り受ける者による当該再生利用が製造事業とし確立・継続しており、売却実績がある製品の原材料の一部として利用するものであること。

ウ) 再生利用するために有償で譲り受ける者において、名目の如何に関わらず処理料金に相当する金品を受領していないこと。

エ) 再生利用のための技術を有する者が限られている、又は事業活動全体としては系列会社との取引を行うことが利益となる等の理由により遠隔地に輸送する等、譲渡先の選定に合理的な理由が認められること。

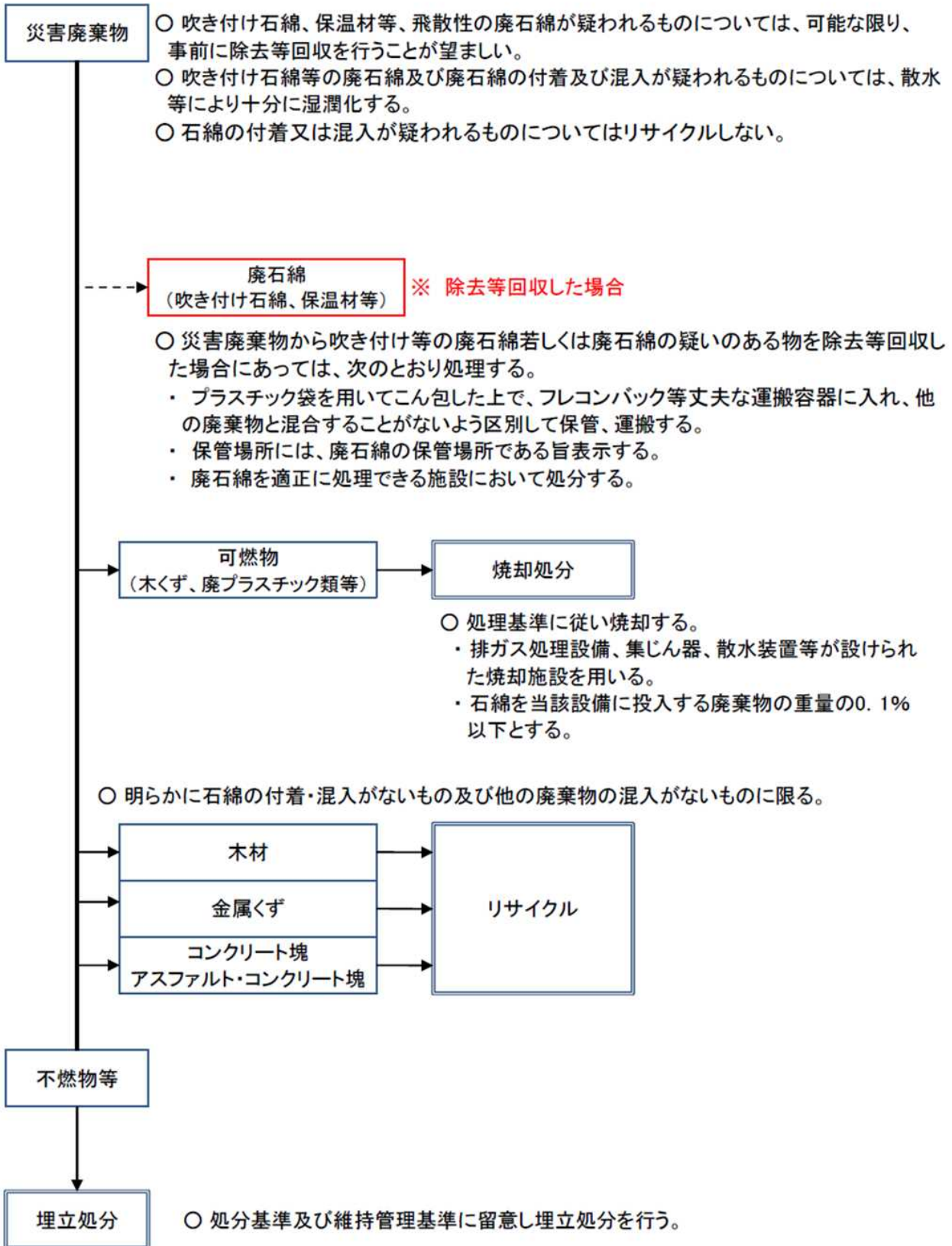
(13) 被災建築物のアスベストに係る解体フロー



※注意解体とは、散水による飛散防止措置をとり、作業者は保護具の着用を行い、近隣住民への適切な周知を行った上で行う作業方法です。

(14) 廃石綿が混入した災害廃棄物の処理フロー

(被災地、一時保管場所)



※ 石綿スレート等、非飛散性の石綿含有廃棄物についても同様に取扱うことが望ましい。

(15) 復旧作業や片付けを行う人が知っておきたい粉じん・アスベストに関する事項

復旧作業や片付けを行う人が知っておきたい ほこり（粉じん）・アスベストに関する7つのポイント

東日本大震災の被災地では、自宅の片付けや復興作業で発生するほこり(粉じん)を吸って、のどの痛みや咳が続く、またさらに悪化して肺炎・気管支炎になる事例も報告されています。こうしたほこり(粉じん)から自分を守るためのポイントを紹介します。

①復興現場では、ほこり（粉じん、アスベスト、カビなど含む、以下粉じん）が肺や気管などの呼吸器へ悪影響（慢性的咳、肺炎、呼吸機能の低下など）を与える可能性があります。とりわけ建材や断熱材に多く使われているアスベストは目に見えない細い繊維で数十年後に石綿肺や肺がん、中皮腫などの悪性腫瘍を発生させることがあります。個人差はありますが吸引した粉じん量に比例して発病リスクが高くなり、さらに喫煙者については、非喫煙者の50倍のリスクがあります。

＜復興作業を指示する組織の責任者の方へ＞（自治体、事業者、ボランティア団体など）

②復興現場で吸い込む可能性のあるほこり（粉じん）の有害性について学び、復興作業に携わる方が理解しやすい情報提供を検討してください。また、備蓄リストに呼吸用保護具等を追加してください。

＜復興に従事される方＞（復興作業員、ボランティアに携われる方）

③地震・津波後の復興の現場におけるがれきから発生するほこり（粉じん）には、どのような有害な化学物質が含まれているか、わかりません。できる限りほこり（粉じん）を吸い込まないように作業しなければなりません。作業員やボランティアで現場に入る方は、防じんマスクの着用を徹底してください。

＜マスクの選び方＞

④復興における作業では粉じんを95%以上カットする「取替式または使い捨て式防じんマスク（以下防じんマスク）区分2以上（DS2/RS2以上、N95マスク相当）」を推奨します。ただし、説明書などにもとづいた正しい装着（フィットテスト、フィットチェックなど）を行わないと効果が得られません。裏面の正しい装着方法を身につけてください。なお、防じんマスク区分とは国家検定規格合格品マスクの性能を意味します。

⑤防じんマスクDS2/RS2以上（N95マスク）は装着すると呼吸に抵抗を感じ呼吸が苦しくなります。作業にメリハリをつけながら、休憩も十分とるようにし、休憩の際はほこりの少ないところで休むなどしましょう。呼吸器の病気のある方や高齢者は呼吸機能の低下があるためマスクを装着して作業することは推奨できませんので、ほこりの少ない場所での作業などをお願いするようにしましょう。

⑥防じんマスクには、使用限度時間が設定されています。限度時間を超えては使用しないようにしましょう。また、著しい汚れがある場合はすぐに新しいものに取り替えましょう。

⑦もし、作業後に咳が続く、呼吸が苦しいなどの症状がでた場合には速やかに医療機関を受診してください。医療機関も震災の影響を受けており通常の診療が受けられない可能性がありますので、事前にけがなどにも備えて受診できるかを確認しておいてください。

復旧作業における呼吸用保護具の選択例			
ばく露リスク	アスベストの有無	保護具	作業内容の例
低い	一般作業 アスベスト無	不織布製マスク (市販の風邪・花粉用マスク) 粒子捕集効率80%以上	損壊した家に物を取るに帰る、通常の掃除をする場合。 入手可能ならN95規格相当の防じんマスクを使用する。
中程度	粉じんが発生する 作業 アスベスト無	取替式又は使捨て式防じんマスク 「厚生労働大臣の型式認定:DS2マスク」 「NIOSH規格:N95マスク」 「欧州規格(EN149):FFP2マスク 粒子捕集効率95%以上	重機やチェーンソーなどの機械を用いた作業が行われている周辺で作業している場合など。 市販の風邪・花粉用マスクでは絶対に立ち入らない。
高い (専門の業者のみが行うことを想定)	粉じんにアスベスト が含まれる場合	電動ファン付き呼吸用保護具 粒子捕集効率99.9%以上	損壊建物における重機などを用いた作業(解体)を継続的に行う場合。 使い捨てマスク(N95規格を含む)では、絶対に立ち入らない。



マスクは正しい着用をしないと本来の性能が発揮できません。
裏面のフィットテストをして、正しい着用をしましょう。

N95 マスクのつけ方

カップ型



- ① マスクの鼻あてを指のほうにして、ゴムバンドが下にたれるように、カップ状に持ちます。



- ② 鼻あてを上にしてマスクがあごを包むようにかぶせます。



- ③ 上側のゴムバンドを頭頂部近くにつけます。



- ④ 下側のゴムバンドを首の後ろにつけます。



- ⑤ 両手で鼻あてを押さえながら、指先で押さえつけるようにして鼻あてを鼻の形に合わせます。



- ⑥ 両手でマスク全体をおおい、息を強く出し空気が漏れていないかユーザーシールチェックを行います。

毎回必ず行いましょう。

ユーザーシールチェック(フィットチェック)をしましょう！

ユーザーシールチェック(フィットチェック)とは、防じんマスクDS2(N95マスク)と顔の間からの空気の漏れの有無を調べ、正しく装着できているかを確認するもので、次の2つの方法があります。このチェックはマスクの装着の度に行う必要があります。

①防じんマスクDS2(N95マスク)を装着した状態で、マスクのフィルターの表面を両手でおおってゆっくり息を吐き、その際に防じんマスクと顔の間から空気が漏れていなければ次のチェックに進みます。

②防じんマスクDS2(N95マスク)を装着した状態で、両手でおおってゆっくり息を吸い込み、マスクが顔に向かって引き込まれているようなら正しく装着できています。

なお、①、②のチェックで空気が漏れていると感じた場合は、防じんマスクの位置を修正して、チェックを再度行います。

外し方



- ① 下方のひもをほどいてから上方のひもをほどきます。



- ② 前面に触れないようにマスクを外します。



- ③ マスクの前面に触れずにごみ箱に捨てます。

※出典・図引用 職業感染制御研究会「個人用防護具の手引きとカタログ集」



和歌山県 環境生活部 環境政策局 環境管理課：073-441-2688(直通)

(16) 平成23年紀伊半島大水害における災害廃棄物処理対応の記録

<目次>

1. 被害の状況と概要資-36
2. 災害廃棄物処理対応の状況資-37
 - (1) 基本的な考え方
 - (2) 処理のフロー
 - (3) 市町村別災害廃棄物処理状況(災害救助法の適用を受けた市町)
 - (4) 個別処理
 - (5) 和歌山県循環型社会推進課・廃棄物指導室の対応
 - (6) 一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会の対応
3. 災害廃棄物処理実施における各機関の意見等資-42
 - (1) 和歌山県
 - (2) 那智勝浦町
 - (3) 日高川町
 - (4) 産廃協会
4. 参考資-47
 - (1) 時系列対応表(県・産廃協会)
 - (2) 那智勝浦町、日高川町における産廃協会による資機材等支援状況

※注：この記録は、「平成23年紀伊半島大水害における災害廃棄物処理対応記録（平成26年3月和歌山県循環型社会推進課作成）を加除修正のうえ引用したものであり、「和歌山県災害廃棄物処理計画」における災害廃棄物の処理方法等と必ずしも合致していない。

1. 被害の状況と概要

平成 23 (2011) 年 8 月 25 日 9 時にマリアナ諸島の西の海上で発生した台風第 12 号は、発達しながらゆっくりとした速さで北上し、28 日には強風半径が 500km を超える大型の台風となり、30 日には中心気圧が 965 hPa、最大風速が 35m の大型で強い台風となった。台風はその後もゆっくりとした速度で北上を続け、30 日に小笠原諸島付近で進路を北西に変え、9 月 2 日には勢力を保ったまま四国地方に接近、3 日 10 時頃に高知県東部に上陸した。その後も、台風はゆっくりと北上を続け、四国地方、中国地方を縦断し、4 日未明に日本海に進んだ。

台風が大型で、さらに台風の動きが遅かったため、長時間台風周辺の非常に湿った空気が流れ込み、西日本から北日本にかけて、山沿いを中心に広い範囲で記録的な大雨となった。

特に紀伊半島では、8 月 30 日からの総降水量は、広い範囲で 1,000 ミリを超え、一部の地域では解析雨量で 2,000 ミリを超えるなど、記録的な大雨となった。

このため、土砂災害、浸水、河川のはん濫等により、和歌山県、奈良県、三重県などで多数の死者、行方不明者が発生したほか、広い範囲で床上床下浸水などの住家被害、国道 311 号をはじめ、山間部を結ぶ幹線国道や主要県道も軒並み通行止めになるなどの交通障害が発生した。また、電気・水道のライフラインも寸断されたため生活機能が完全にストップした。

和歌山県内の死者は 56 名（うち災害関連死 6 名）、行方不明者 5 名となり、住宅 240 棟が全壊した。

また、和歌山県内の 2 市 3 町（田辺市、新宮市、日高川町、那智勝浦町、古座川町）が災害救助法の適用を受けた。

被災地域では、被災家屋の片付け作業に伴う家具、什器、家電品、畳、家屋解体物や山林から流れ出た倒木など大量の災害廃棄物が発生した。

○災害廃棄物発生量

被災市町村の災害廃棄物の発生量は以下のとおりであった。

市町村名	発生量(t)	市町村名	発生量(t)
和歌山市	89	白浜町	508
田辺市	7,359	那智勝浦町	21,118
新宮市	30,738	古座川町	2,958
紀美野町	52	北山村	68
みなべ町	160	串本町	220
日高川町	8,140	合計	71,410

※災害等廃棄物処理事業費国庫補助金実績報告書等を参考に算出。

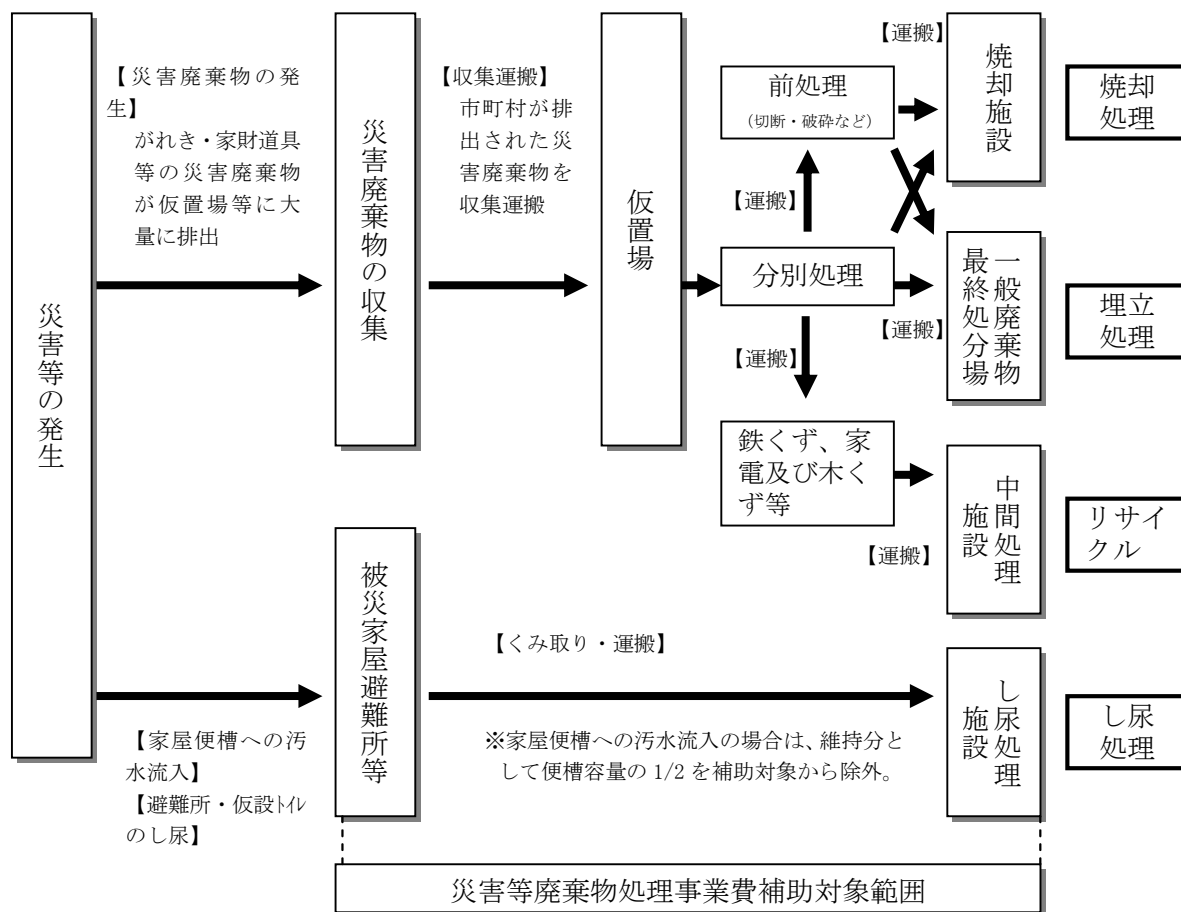
2. 災害廃棄物処理対応の状況

(1) 基本的な考え方

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」）第2条に「廃棄物」の定義が定められているが、災害廃棄物については明確な定義はない。災害に起因して発生する廃棄物であり、事業活動に伴って生じた廃棄物ではないので、基本的には一般廃棄物として整理した。ただし、災害の現場において、排出者が明確である等の状況により、産業廃棄物として処理されたものも存在した。

(2) 処理のフロー

災害廃棄物の処理は、焼却能力に限りがあること、直接埋立は最終処分場の逼迫につながること及び資源の有効利用を行うという観点から、民間事業者を活用し、できる限り分別し、リサイクルを行う事を目指し進められた。鉄くずや家電製品は金属資源等として再生利用し、木くずについては破砕処理を行い、パルプ原料や燃料チップとして利用した。



(3) 市町村別災害廃棄物処理状況（災害救助法の適用を受けた市町）

① 日高川町

県内民間事業者の協力に加え、畳の焼却で和歌山市の協力を得て、平成24年3月末で概ね処理を完了し、平成24年4月以降は、河川沿いの農地等に残されている災害廃棄物の回収処理を実施し、平成24年9月末月上旬に完了した。

② 田辺市

市内及び県外民間事業者の協力を得て、平成24年3月末で処理を終了した。

③ 新宮市

市内及び県外の民間事業者の協力を得て、平成24年3月末までに当初集積分の処理を概ね完了し、平成24年4月以降も引き続き被災家屋の解体に伴う廃棄物等の処理を実施し、平成24年7月末に完了した。県外の大手の廃棄物処理業者が、現地での分別を行わず、混合廃棄物の状態で搬出し、コンテナによる海上輸送を行った結果、処理期間を短縮できた。

また、県の協力要請とは別に、岩出市、橋本市、湯浅町、大阪府八尾市から独自の無償支援（収集運搬）があった。

④ 那智勝浦町

河川の氾濫や土石流による流木や被災家屋の解体に伴う木くずが大量に発生したため、他県の民間事業者から木くずの破砕機をリースし、処理能力の増強を図った。また、県外の大手の廃棄物処理業者が、現地での分別を行わず、混合廃棄物の状態で搬出し、コンテナによる海上輸送を行った結果、処理期間を短縮できた。

また、県内外の民間事業者の協力に加え、可燃物の焼却で和歌山市と白浜町の協力を、不燃物の埋立で大辺路衛生施設組合の協力を得て、平成24年3月末までに当初集積分の処理を概ね完了し、平成24年4月以降も引き続き被災家屋の解体に伴う廃棄物等の処理を実施し、平成24年6月末に完了した。

県の協力要請とは別に、和歌山市、白浜町、福井県福井市から独自の無償支援（和歌山市、白浜町は収集運搬、福井市は収集運搬と焼却）があった。

⑤ 古座川町

被災直後から自ら計画的に取り組み、県内外の民間事業者の協力に加え、可燃物の焼却で和歌山市の協力を得て、平成23年12月末で処理を完了した。

また、県の協力要請とは別に、かつらぎ町、九度山町、高野町、すさみ町、串本町、兵庫県豊岡市から独自の無償支援（収集運搬）があった。

⑥ 被災市町における分別基地・仮置場数

市町村名	分別基地	仮置場数
日高川町	南山スポーツ公園	11
田辺市	備崎	5
新宮市	広角、新宮港、四滝	9
那智勝浦町	那智漁港、宇久井フェリーターミナル	14
古座川町	川口、洞尾（うつお）、上野山	10

(4) 個別処理

① 県管理施設に大量に漂着した流木の処理

ア 廃棄物処理法上の取扱い

平成 23 年 10 月 13 日付け「台風 12 号に伴い県管理施設に漂着した流木等の取扱いについて」を県土整備部及び各県立保健所あて通知した。

イ 県土整備部での処理

循環型社会推進課からの通知に則り、流木の無償提供を行うことで処分費用を削減した。

なお、地形等の条件により、重機等の進入ができないなど、流木の回収ができない場合については、現場で焼却処分した。実施にあたっては、市町村、消防及び周辺住民と情報を共有し、生活環境保全上の支障が出ないよう配慮した。

② 家畜の処理

水死等による死亡家畜（牛、豚、鶏）は、県内に処理施設がなく、鶏の小規模な自己焼却処理以外は県外処理となった。県外の処理可能な事業者の情報を把握することが必要である。

また、廃棄物処理法以外の法令で処理できないか検討したが困難であった。

ア 死亡牛の処理

日高川町の牧場から日高川に流出した死亡牛については、流出先が海上等広範囲の市町にわたった。死亡牛を放置した場合、腐敗等による生活環境保全上の支障が生じるため早急に処理する必要があるとあり、処理方法について検討を行った結果、災害に伴い発生した廃棄物であっても排出事業者が明確であればその者に処理責任があることから、死亡牛の排出事業者である牧場事業者に対し直ちに処理を行うよう廃棄物処理法第 19 条の 5 の規定に基づく措置命令を行った。しかし、事業者が民事再生中であり、直ちに処理を行うことができないため、県が行政代執行により処理を行った。

法律手続きは県循環型社会推進課が担当し、死亡牛の回収及び処理等は県畜産課が担当した。行政代執行による死亡牛の回収処理は、9 月 6 日から 10 月 31 日にかけて行われ、304 頭が処理された。

処理に要した費用は、牧場の事業者が費用の請求を行い、後日全額が納付された。

イ 死亡豚の処理

日高川町内の養豚場の死亡豚については、化製場法に基づく隣接地での埋却や御坊広域清掃センターでの焼却を検討したが、公衆衛生上の問題や焼却能力の問題等で断念し、日高川町が災害廃棄物として県外の事業者へ処理委託を行った。

母豚 100 頭、子豚 150 頭について、9 月 8 日から搬出及び処理が開始され、9 月 13 日に処理が完了した。

なお、処理費用については、排出事業者が明確である場合、その者に処理責任があるという環境省の見解により国庫補助金の対象外とされたため、町単独事業として行われた。

(5) 和歌山県循環型社会推進課・廃棄物指導室の対応

① 職員の派遣

和歌山県は、9 月 4 日に和歌山県災害対策本部を設置し、循環型社会推進課は環境生

活部環境班として災害対応にあたった。

市町村からの要請がない状況であったが、知事の指示により9月10日から順次、特に被害の大きかった那智勝浦町、新宮市、日高川町及び田辺市に職員を派遣し、災害廃棄物に関する正確な情報の収集や災害廃棄物処理方針への助言などを行った。

② 一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会への支援要請

和歌山県と一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会（以下「産廃協会」）との間で締結している「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」に基づき、9月10日に那智勝浦町、翌11日に日高川町に対する支援要請を産廃協会に行った。

③ 他自治体への支援要請

ア 県内市町村への支援要請

9月7日に各県立保健所を通じ県内市町村における焼却処理や収集運搬等のような支援が可能であるかについて調査を行い、その調査結果に基づき支援対応が可能なし町等（5市、2町、2組合）に対し文書要請を行った。（支援要請した市町は、2市、4町）

イ 他府県等への支援要請

大阪府、三重県及び関西広域連合に対し、ごみ処理施設での受け入れや収集運搬の協力を求めた。

(6) 一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会の対応

① 災害支援対策本部の設置

9月5日に和歌山県産業廃棄物協会災害支援対策本部を設置し、支援体制を構築した。

② 会員企業への支援可能な資機材等の再調査

9月16日に会員業者に対し、災害発生後の状況を踏まえ、支援可能な資機材等の再調査を実施した。

調査の結果、支援可能な会員業者数は38社（可能人員160人）、支援可能資機材（施設）は459台であった。

③ 支援の要請があった自治体への支援実施

9月12日、県を通じ支援要請のあった那智勝浦町及び日高川町との間で災害廃棄物の処理に関する管理委託契約書を締結したうえで支援を実施した。

④ 那智勝浦町、日高川町での処理状況

ア 那智勝浦町

○概要

河川のはん濫や土石流による流木や被災家屋の解体に伴う木くずが大量に発生した。

県内外の民間事業者の協力に加え、可燃物の焼却で和歌山市と白浜町の協力を、また、不燃物の埋立で大辺路衛生施設組合の協力を得て、平成24年3月末までに当初集積分の処理を概ね完了した。

なお、平成24年4月以降も引き続き被災家屋の解体に伴う廃棄物等の処理を実施し、平成24年6月末に完了した。

○仮置場について

仮置場数は、町指定場所が4箇所、それ以外の場所が10箇所の合わせて14箇所であり、町指定場所は那智勝浦町が、区指定場所はそれぞれの地域（区）が管理・運営を行った。

仮置場は、発災直後の9月5日から順次設置し、産廃協会会員業者による収集運搬及び分別等の処理作業が始まった。12月に入り、大型災害廃棄物の搬入が山を越え、家電製品、家具、衣類、日用品の搬入が増加し、そのうち明らかに災害に伴って発生したものでない廃棄物（以下、「災害便乗廃棄物」という。）と思われるものの混入が目立つようになったことから、町が発行した罹災証明書の原本所持を町民等に指示した。

仮置場への最終搬入終了時期は平成24年5月末であったが、その後も災害廃棄物の搬出及び処理が続けられた。

仮置場の運営・管理には町職員、区役員が対応したので、円滑に処理活動ができた。

また、毎朝仮置場単位で町職員または区役員が集まり、業務内容の確認をした。

○作業体制について

町から産廃協会に作業計画を説明し、産廃協会役員が管理監督員として現指揮を執り、産廃協会会員業者に作業指導を行った。

各会員業者の仮置場の割振りは、産廃協会の管理監督員が進捗状況を見て決め、作業終了後町に業務報告を行った。

○処理手順について

被災地域の一時的な仮置場で粗選別後、仮置場に運び込まれ、選別・保管の後、災害廃棄物の種類ごとに中間処理施設で処理を行った。

処理は、民間処理業者、那智勝浦クリーンセンター、和歌山市清掃センター、白浜町清掃センター（可燃物の焼却）及び大辺路衛生施設組合（不燃物の埋め立て）で行った。

イ 日高川町

○概要

県内民間事業者の協力に加え、量の焼却においては和歌山市の協力を得て、平成24年3月末で概ね処理を完了した。

○仮置場について

仮置場数は、町有地が8箇所、民有地が3箇所のあわせて11箇所であり、管理・運営は町が行った。

仮置場は、発災直後の9月5日から順次設置し、産廃協会会員業者による収集運搬及び分別等の処理作業が始まった。また、閉鎖時期は仮置場への搬入が終了した時点で順次閉鎖していった。

仮置場への最終搬入終了時期は、平成24年1月末（3箇所）であったが、その後も災害廃棄物の搬出及び処理が続けられた。

○作業体制について

町から産廃協会に作業計画を説明し、産廃協会役員から作業全体を統括する会員業

者に作業指導を行いながら進めた。

町職員は当初、仮置場の状況を把握するため、隔日間隔で現場に出向き、作業計画を立て、その後随時現場に出向いた。産廃協会会員業者は、作業終了後、町に業務報告を行った。

また、担当場所への作業の割振りは、仕事の進捗状況を見ながら随時行った。

○処理手順について

被災地域の一時的な仮置場で粗選別後、仮置場に運び込まれ、選別・保管の後、それぞれの災害廃棄物の種類ごとに中間処理施設に運搬され、処理されていった。

処理・処分は、民間処理業者と御坊広域清掃センター、和歌山市清掃センター（畳の焼却）で行った。

3. 災害廃棄物処理実施における各機関の意見等

協定書に基づき、災害廃棄物処理に関わった和歌山県、那智勝浦町、日高川町、産廃協会より、災害廃棄物処理にあたって以下のような意見等が出された。

(1) 和歌山県

① 支援の時期

下記の理由により、被災直後に県職員が市町村対策本部において市町村支援を行うことが望ましい。

ア 災害廃棄物の処理は、住民が廃棄物を一時的な仮置場又は仮置場へ搬入する時点での分別が廃棄物の処理に要する期間及び経費に大きく影響することから、一時的な仮置場及び仮置場の運営にできるだけ初期の段階から支援することが必要。

イ 災害廃棄物処理を住民課で担当する被災市町村の場合は、災害廃棄物の処理業務以外（例えば、避難所の運営、避難住民への食料の確保、公営住宅の修繕等）で多忙となり業務の優先順位から災害廃棄物の処理が後回しになる傾向となる。

② 被災市町村派遣時における県職員の留意事項

ア 市町村防災計画等で災害廃棄物の一時的な仮置場及び仮置場の情報を把握する。

イ 県内の市町村が管理する一般廃棄物処理施設（焼却施設・埋立処分場等）、県内民間事業者の産業廃棄物処理施設の被災状況を把握し、稼働できる施設と災害廃棄物受入可能な処理能力を把握する。

ウ 道路の被災状況を把握する。

エ 派遣県職員の移動のための車両を確保する。

オ 長期派遣が可能な人員を派遣する。

a 職員の派遣先は、被災地での災害廃棄物処理担当職員相互（県、市町村、民間の処理業者等）の信頼・意思疎通等を考えると、一市町村に長期派遣が望ましい。

b 業務引継に要する時間短縮（一時的な仮置場及び仮置場の現場確認や書類等）や引継漏れの防止にもなる。

③ 災害廃棄物処理完了時期の目標を設定

ア 災害廃棄物の処理の方法を決定する上で重要な要素となる。

イ 災害廃棄物の処理完了時期を想定して、被災市町村・派遣県職員、産廃協会、廃棄

物処理業者等で処理の方法を決定し、処理施設・人員等を確保する。

④ 災害廃棄物の仮置場

ア 災害廃棄物は被災地（家庭等）から長期間にわたり排出されるので、長期に使用できる仮置場を確保する。（※ 二次仮置場の必要条件となる。）

イ 災害廃棄物等の搬出は大型車両により搬出するので可能な限り 4 t 車以上の車両が通行できる場所を選定する。

ウ 災害廃棄物の流れや廃棄物の処理を想定して仮置場を確保する。

a 台風 12 号では、被災住民の災害廃棄物運搬の負担を軽減するため、地域ごとに一次仮置場を設置し、大規模な二次仮置場へ行政が運搬し、分別（可能であれば中間処理）して被災地で処理できない廃棄物を搬出・処理することにより比較的うまく機能した。

b 状況に応じて下記例のような場合が想定されるので、実情にあった保管場所を確保することが必要。

【例 1】

一次仮置場 → 未分別のまま処理（破砕・焼却・埋立等）のために搬出

【例 2】

一次仮置場 → 一次仮置場で分別して処理（破砕・焼却・埋立等）のために搬出

【例 3】

一次仮置場 → 一次仮置場からの二次仮置場へ搬出
→ 二次仮置場で分別して処理（破砕・焼却・埋立等）のために搬出

エ 一時的な仮置場及び仮置場の維持管理

a 管理員の配置

管理員は、行政職員、地元住民、ボランティアの組み合わせにより確保するが、責任者は行政職員が望ましい。

行政職員の不足により、一次仮置場は自治会中心に運営し、二次仮置場は行政中心に運営する場合が多かった。

b 分別搬入の取り組み

一時的な仮置場及び仮置場の管理のため搬入可能な期間と時間を決め、住民に広報する。期間は状況をみて延長する。また、開設の広報時に分別の種類と分別の協力要請を行う。

被災住民に廃棄物の分別搬入を求めることは過重な負担となるが、一方で、一度未分別のままの搬入を認めると、その地域において未分別搬入が可能という情報が流れて、分別搬入が困難となる傾向にある。

c 一時的な仮置場及び仮置場での分別の取り組み

分別されていない廃棄物の搬入の場合は、仮置場の職員ができる限り、車両から降ろす時点で分別を支援し、次回からの搬入について分別搬入を依頼する。一方、現実的に受入拒否は不可能なので、そういう所については地元の建設業組合がユンボ等を持ち込み、降ろした廃棄物を分別保管していた例や地元自治会役員が廃棄物

搬入に立会い、分別搬入を徹底していた例があった。

d 分別の程度

被災住民に平時のようなレベルの分別を求めることは困難なため、例えば、畳、ふとん、家電、家具、金属のように大まかな分別とし、一時的な仮置場及び仮置場に看板を設置して保管場所を区分しておくことが必要である。

分別の方法については、「最低限の分別の程度」と「望ましい分別の程度」をあらかじめ定め、災害時の現地の担当者判断により決定するのが現実的である。

【例】 家電、家具類、畳、ふとん、金属類、木くず、木柱、その他

オ 金属くず等、有価物の引取希望事業者への対応を決めておく。

⑤ 死亡した家畜の処理

2（4）に記載

（2）那智勝浦町

災害発生時から現場での作業が体力的に厳しかった。また、廃棄物の種類が多種にわたり、経験したことがない量のため、多種多様な業者をお願いすることになったが、業者毎に契約書や日報等の書類が異なっていたため、事務処理が煩雑になり時間を要し、精算事務が膨大で大変であった。災害時こそ時間・処理の短縮が求められるため、統一様式などを今後検討する必要がある。

（3）日高川町

災害直後は色々な分野で職員が対応していかなければならないため、マンパワーの不足で住民からの電話等の応対に終始し、現場の状況把握が遅れ気味になった。

災害時は予測できないほどの廃棄物が発生するため、それらを迅速かつ有効に処理しなければならない。そのためにはあらかじめ、宅地から少し離れたところに廃棄物を分別する広い場所（候補地）を準備しておく必要がある。

今回、応急的に仮置場として利用できる広い町有地を保有していたので、この場所を活用することができた。この場所に各地域に設けられた仮置場から順に害虫や悪臭の発生を抑制するため廃棄物を搬入し、保管した廃棄物を多くの重機とマンパワーで仕分け作業を実施し、焼却処分やリサイクル等を行い早期に適正に処理できた。

（4）産廃協会

① 評価できた点

ア 専用ステッカー（災害支援マグネット）の使用

統一した目印として専用ステッカーを用意し、使用する災害廃棄物処理支援活動運搬車両に貼付することにより民間（個人）との区別が付き、仮置場や処理施設へのスムーズな進入と円滑な走行につながった。

イ 県職員の常駐及び適切な指導による法令手続きの円滑化

災害廃棄物の発生量が著しく多い被災市町には、県の廃棄物担当部署の職員が派遣されたことによりスムーズな処理につながった。

さらに、廃棄物処理法に基づく各種届出や契約書の様式等は、県の指導により迅速に行うことができた。

ウ 災害廃棄物搬入時の混乱回避策

時間の経過とともに明らかに災害便乗廃棄物と思われるものの混入が目立つようになったため、12月から仮置場に搬入される災害廃棄物は、町が発行した罹災証明書の原本所持者に限ることを町当局が広報した結果、町職員、区役員不在時において協会会員、作業員において搬入可、拒否の対応ができ、混乱を避けることができた。

エ 産業廃棄物処理業者（会員企業）の参画

災害廃棄物は一般廃棄物としてとらえられているが、形状は産業廃棄物の種類に相当する廃棄物は少なくなく、大量に発生した災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するためには、産業廃棄物処理施設で処理する必要があることから、処理経験の豊富な産業廃棄物処理業者がその役目を担うことが適正処理とスピードアップにつながり、果たすべき役割が大きかった。

② 検討を要する点

ア 仮置場の選定

仮置場は住民の利便性の良い場所が選定されていた反面、周辺道路が狭く、軽車両しか通行できない場所であったため、効率が良くなかった。搬出時の利便性を考慮した仮置場を事前に定めておく必要がある。

また、排出時の分別が困難で混合された状態で状態で仮置場に搬入されるケースが多く、そのまま処理施設へ搬入することができないので、周辺民家への騒音や悪臭に配慮するため、民家からかなり離れた場所で、分別作業と保管が可能な十分な容量を持つ二次仮置場を確保しておく必要がある。

そのためには、平常時に災害廃棄物処理に対する取り組みとして、県等が圏域ごとに一定程度の大きさの候補地を確保しておく必要がある。

イ 高速道路の料金免除の手続き

災害廃棄物処理支援活動運搬車両の高速道路（御坊湯浅道路・阪和自動車道）通行の際の料金免除について高速道路管理会社と調整したところ、免除措置が受けられることがわかった。災害支援時における料金免除の適用範囲について周知できるようにすると良い。

③ 災害廃棄物の処理上の課題

ア 処理施設を有する支援自治体の受入数量に制限があり、処理計画が立て難かった。

また、別の自治体では搬入時間に制約があったため、駐車場等で積み置いた状態で一泊して翌早朝に搬入した。

イ 有害・危険性廃棄物（ガスボンベ・廃農薬、塗料、化学薬品など）の処理に気を遣った。

ウ 仮置場から災害廃棄物を運び出すとき、近隣住民に騒音、振動の防止、粉じんの飛散防止に配慮するとともにできるだけ散水に努めた。

エ 解体・除去の現場や仮置場のアスベスト廃棄物は、廃棄物処理法上、適正処理が求められているので慎重に作業を実施した。

④ 今後の課題

被災市町村における災害廃棄物の処理については、県と産廃協会との間で締結している「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」に基づき支援してい

くが、今後は各市町村と産廃協会との間でこの協定書に基づく支援活動を迅速かつ適正に実施するため、覚書（実施細目書）を締結することにより、より円滑で迅速な支援活動につなげていきたいと考える。

⑤ 町の産廃協会に対する評価

ア 那智勝浦町

対応が迅速かつ丁寧であった。今後発生が予想される東南海地震などの災害においても、備えが必要であると思われる。

イ 日高川町

災害廃棄物の発生量の目処がたたない中、早急に処理しなければならないため、町の処理施設では限界があるので和歌山県を通じ協会へ協力要請させていただいた。多種にわたる廃棄物の処理を会員業者の方々と委託契約を締結し、廃棄物のリサイクルと適正処理を迅速に実施していただき、年度末で終わることができた。

4. 参考

(1) 時系列対応表

ア 和歌山県

月 日	循環型社会推進課の対応	その他
9月4日	(8:00 和歌山県災害対策本部設置)	
9月5日	○災害等廃棄物処理事業費国庫補助金の活用及び被災した家電とパソコンの処理方法について保健所を通じ市町村へ通知	○近畿地方環境事務所が被災状況の調査を県に依頼
9月6日	○近畿地方環境事務所からの被災状況の調査依頼について各県立保健所に通知	○和歌山市長から、災害廃棄物処理について協力の申し出あり
9月7日	○近畿地方環境事務所からの被災状況の調査依頼について各県立保健所に通知 ○各市町村の支援体制の確認を各県立保健所に依頼	
9月8日	○和歌山市へ焼却処分の支援要請 対象：日高川町、田辺市、古座川町、那智勝浦町、新宮市	○環境省から県に対し被災地支援として災害廃棄物処理に係る事務サポートの申し出あり
9月9日	○災害廃棄物処理に係る環境省の事務サポートについて保健所を通じ市町村へ通知 ○災害廃棄物の処理状況報告について保健所を通じ市町村へ依頼	
9月10日	○災害廃棄物処理支援のため循環型社会推進課職員の派遣を決定 ○産廃協会へ廃棄物処理について応援要請 対象：那智勝浦町	
9月11日	○職員派遣：那智勝浦町（～14日）、新宮市（～17日）、日高川町（～12日）、田辺市 ○産廃協会へ廃棄物処理について応援要請 対象：日高川町	
9月12日	○職員派遣：田辺市 ○岩出市、湯浅町へ収集運搬を支援要請 対象：新宮市	
9月14日	○職員派遣：日高川町、田辺市	

月 日	循環型社会推進課の対応	その他
9月15日	○職員派遣：那智勝浦町（～18日） ○大阪府、三重県に対し、管内市町村での災害廃棄物受入（焼却）の可能性について調査を依頼	
9月16日	○橋本市へ収集運搬を支援要請 対象：新宮市	○環境省から災害等廃棄物処理事業費国庫補助金の周知依頼
9月17日	○関西広域連合に対し運搬車両の応援要請	
9月18日	○職員派遣：那智勝浦町（～21日）	
9月19日	○職員派遣：那智勝浦町（～27日）	
9月20日	○災害等廃棄物処理事業費国庫補助金について各県立保健所を通じ市町村へ周知 ○廃棄物の受入支援要請 要請先：海南市、岩出市、橋本周辺、有田周辺	
9月22日	○職員派遣：新宮市（～23日）	○近畿地方環境事務所が県に対し災害等廃棄物処理事業費国庫補助金の手続き・注意点について説明
9月23日	○職員派遣：新宮市（～25日）、日高川町	
9月26日	○職員派遣：新宮市（～30日）	
9月27日	○職員派遣：那智勝浦町（～30日）	
9月28日	○災害等廃棄物処理事業費国庫補助金の手続き及び注意点について各県立保健所を通じ市町村へ通知	
9月30日	○職員派遣：日高川町、御坊市	
10月3日	○職員派遣：那智勝浦町（～4日）	
10月5日	○職員派遣：日高川町、御坊市	
10月7日	○白浜町へ焼却及び最終処分への支援要請 対象：那智勝浦町	
10月12日	○職員派遣：日高川町、御坊市、田辺市、新宮市	
10月13日	○職員派遣：那智勝浦町	
10月17日	○和歌山市へ焼却処分の支援要請 対象：串本町	
10月19日	○職員派遣：那智勝浦町（～20日）	
10月20日	○職員派遣：田辺市	

月 日	循環型社会推進課の対応	その他
10月24日	○近畿地方環境事務所現地調査立会	○近畿地方環境事務所 が災害査定に先立つ 現地調査を実施 対象： 日高川町、みなべ町、 白浜町、田辺市
10月25日	○近畿地方環境事務所現地調査立会	○近畿地方環境事務所 が災害査定に先立つ 現地調査を実施 対象： 田辺市、新宮市、 那智勝浦町
10月26日	○近畿地方環境事務所現地調査立会	○近畿地方環境事務所 が災害査定に先立つ 現地調査を実施 対象： 古座川町、串本町

イ 産廃協会

月 日	産廃協会の対応	その他
9月3日	〈発災（～4日）〉	
9月5日	○和歌山県産業廃棄物協会災害支援対策本部設置 ○災害廃棄物支援可能アンケート調査	○那智勝浦町、日高川町が仮置場設置
9月7日	○那智勝浦町被災状況調査・協議（第1回会議）	
9月8日	○那智勝浦町被災状況調査・協議 ○会員被災状況調査	
9月10日	○那智勝浦町から支援要請を受けた和歌山県から協力要請	
9月11日	○日高川町から支援要請を受けた和歌山県から協力要請	
9月12日	○那智勝浦町及び日高川町と管理委託契約書締結	
9月13日	○日高川町現地調査	
9月14日	○日高川町現地調査・協議（第1回会議）（仮置場と廃棄物量が示される。） ○日高川町と災害廃棄物収集運搬・処分委託契約書締結	○日高川町が災害廃棄物集積状況（仮置場と廃棄物量）をとりまとめる

月 日	産廃協会の対応	その他
9月15日	○那智勝浦町仮置場調整及び協議 ○日高川町処理作業開始	
9月16日	○那智勝浦町仮置場調整及び協議 (仮置場と廃棄物量が示される。) ○那智勝浦町と災害廃棄物収集運搬・処分委託契約書締結 ○災害廃棄物支援可能アンケート再調査	○那智勝浦町が災害廃棄物集積状況(仮置場と廃棄物量)をとりまとめる
9月17日	○那智勝浦町仮置場調整及び協議	
9月18日	○那智勝浦町仮置場調整及び協議	
9月19日	○那智勝浦町仮置場調整及び協議 ○那智勝浦町処理作業開始 ○災害支援専用ステッカーを配布	
9月20日	○那智勝浦町仮置場分別作業指揮及び協議 ○那智勝浦町に支援会員企業に高速道路の無料通行証明書の発行を依頼	○和歌山市の焼却施設での那智勝浦町の可燃物の焼却終了
9月21日	○那智勝浦町仮置場分別作業指揮及び協議	
9月22日	○那智勝浦町仮置場分別作業指揮及び協議	○那智勝浦町が災害廃棄物支援会員業者に高速道路の無料通行証明書を発行
9月23日	○那智勝浦町仮置場分別作業指揮及び協議 ○日高川町仮置場調整及び協議	
9月24日～28日	○那智勝浦町仮置場分別作業指揮及び協議	
9月29日	○那智勝浦町仮置場分別作業指揮及び協議	○和歌山市の焼却施設での日高川町の畳の焼却開始
9月30日	○那智勝浦町仮置場分別作業指揮及び協議 ○日高川町仮置場調整及び協議	○和歌山市の焼却施設での那智勝浦町の可燃物の焼却終了
10月1日 ～10日	○那智勝浦町仮置場分別作業指揮及び協議	
10月12日 ～20日	○那智勝浦町仮置場分別作業指揮及び協議	
10月21日	○那智勝浦町仮置場分別作業指揮及び協議 ○日高川町仮置場調整及び協議	
10月22日 ～23日	○那智勝浦町仮置場分別作業指揮及び協議	
10月26日	○那智勝浦町仮置場分別作業指揮及び協議	
10月28日 ～30日	○那智勝浦町仮置場分別作業指揮及び協議	
10月31日	○那智勝浦町仮置場分別作業指揮及び協議	○和歌山市の焼却施設での日高川町の畳の焼却終了

月 日	産廃協会の対応	その他
11月 ～24年2月	○那智勝浦町仮置場分別作業指揮及び協議	○那智勝浦町：仮置場 順次閉鎖
	○日高川町仮置場調査及び協議	○日高川町：仮置場順 次閉鎖
24年1月末	○処理実績とりまとめ	○日高川町：仮置場3 箇所閉鎖
24年3月末	○処理実績とりまとめ	○日高川町：3月末処 理完了
24年5月末	○処理実績とりまとめ	○那智勝浦町：海水浴 場駐車場（ループ橋 下仮置場）を閉鎖
24年6月末	○処理実績とりまとめ	○那智勝浦町：6月末 処理完了

主な協議内容

- ① 被災地域の災害廃棄物の把握
- ② 災害廃棄物の処理方法
- ③ 処理状況の確認
- ④ 契約手続き
- ⑤ 関係法令（廃棄物処理法等）の手続き

(2) 那智勝浦町、日高川町における産廃協会による資機材等支援状況（単位：台）

種類	那智勝浦町	日高川町	使用した作業
15トンダンプ	79	0	収集・運搬
10トンダンプ	659	416	収集・運搬
8トンダンプ	0	23	収集・運搬
6トンダンプ	0	24	収集・運搬
4トンダンプ	91	316	収集・運搬
2トンダンプ	0	230	収集・運搬
4トンアームロール	0	25	収集・運搬
2トンパッカー車	12	0	収集・運搬
フォークリフト	16	0	積み込み・運搬
バックホー (0.7m ³)	197	0	積み込み・運搬
バックホー (0.45m ³)	577	975	積み込み・運搬
バックホー (0.25m ³)	54	585	積み込み・運搬
バックホー (0.16m ³)	118	180	積み込み・運搬
バックホー (0.1m ³)	31	405	積み込み・運搬
コンテナ車 (30m ³)	15	0	収集・運搬
f v コンテナ車 (28m ³)	127	0	収集・運搬
コンテナ車 (25m ³)	40	0	収集・運搬
コンテナ車 (20m ³)	48	169	収集・運搬

種類	那智勝浦町	日高川町	使用した作業
コンテナ車 (8m3)	131	165	収集・運搬
コンテナ車 (7m3)	56	0	収集・運搬
深ボディ車 (40m3)	132	0	収集・運搬
深ボディ車 (35m3)	168	0	収集・運搬
深ボディ車 (27m3)	6	0	収集・運搬
深ボディ車 (8m3)	12	0	収集・運搬
ユニック車 (8t)	6	0	収集・運搬
平ボディ車 (10t)	34	0	収集・運搬
ユンボ	2	0	積込み・運搬
トレーラー	4	130	収集・運搬
トロンメル	46	0	処分
ホイールローダー (1.3m3)	111	0	積込み・運搬
ホイールローダー (0.9m3)	74	0	積込み・運搬
移動式破砕機 (木くず)	35	0	処分
合計	2,881	3,643	